

議案第 22 号

墨田区教育委員会事務局処務規則の一部改正について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 3 月 16 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

組織改正等に伴い、墨田区教育委員会事務局処務規則（昭和 50 年墨田区教育委員会規則第 3 号）の一部を改正する必要がある。

墨田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則（案）

墨田区教育委員会事務局処務規則（昭和50年墨田区教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条第2項」を「第17条第2項」に改める。

第2条中「生涯学習課」を「地域教育支援課」に改め、「スポーツ振興課」を削る。

第5条第4項中「、生涯学習課及びスポーツ振興課」を「及び地域教育支援課」に改め、同条第7項及び第8項中「生涯学習課」を「地域教育支援課」に改める。

第7条の2第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第11条すみだ教育研究所の部第4号を次のように改める。

4 墨田区教育相談室に関すること。

第11条生涯学習課の部中第1号から第5号までを削り、第6号を第1号とし、同部第7号中「すみだ生涯学習センター及び」を削り、同号を同部第2号とし、同部第8号中「生涯学習課に申請があった」を削り、同号を同部第3号とし、同部第9号から第15号までを5号ずつ繰り上げ、同部第16号を削り、同部に次の4号を加える。

11 社会教育行政に関すること。

12 社会教育関係団体の育成及び活動に係る指導助言に関すること。

13 社会教育関係団体の登録に関すること。

14 学校支援地域本部に関すること。

第11条生涯学習課の部を地域教育支援課の部とし、同条スポーツ振興課の部を削る。

別表を削る。

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

墨田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案	現行
<p>（目的）</p>	<p>〔同左〕</p>
<p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第17条第2項</u>の規定に基づき、墨田区教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織その他に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第18条第2項</u>の規定に基づき、墨田区教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織その他に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>
<p>（課、室及び所の設置）</p>	<p>〔同左〕</p>
<p>第2条 事務局に次の課、室及び所を置く。</p>	<p>第2条 事務局に次の課、室及び所を置く。</p>
<p>庶務課 学務課 指導室 すみだ教育研究所 <u>地域教育支援課</u></p>	<p>庶務課 学務課 指導室 すみだ教育研究所 <u>生涯学習課</u> <u>スポーツ振興課</u></p>
<p>（次長、課長及び係長等）</p>	<p>〔同左〕</p>
<p>第5条 〔略〕</p>	<p>第5条 〔略〕</p>
<p>2・3 〔略〕</p>	<p>2・3 〔略〕</p>
<p>4 庶務課、学務課及び<u>地域教育支援課</u>に課務担当主査を置く。</p>	<p>4 庶務課、学務課、<u>生涯学習課</u>及び<u>スポーツ振興課</u>に課務担当主査を置く。</p>
<p>5・6 〔略〕</p>	<p>5・6 〔略〕</p>
<p>7 <u>地域教育支援課</u>に社会教育主事を置く。</p>	<p>7 <u>生涯学習課</u>に社会教育主事を置く。</p>
<p>8 <u>地域教育支援課</u>に社会教育主事補を置くことができる。</p>	<p>8 <u>生涯学習課</u>に社会教育主事補を置くことができる。</p>
<p>9・10 〔略〕</p>	<p>9・10 〔略〕</p>
<p>（統括指導主事等の職責）</p>	<p>〔同左〕</p>
<p>第7条の2 〔略〕</p>	<p>第7条の2 〔略〕</p>
<p>2 統括指導主事は、事務局に所属する<u>全ての</u>指導主事を統括する。</p>	<p>2 統括指導主事は、事務局に所属する<u>すべての</u>指導主事を統括する。</p>
<p>3・4 〔略〕</p>	<p>3・4 〔略〕</p>
<p>（課等の分掌事務等）</p>	<p>〔同左〕</p>
<p>第11条 各課、指導室及びすみだ教育研究所の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>第11条 各課、指導室及びすみだ教育研究所の分掌事務は、次のとおりとする。</p>
<p>庶務課 〔略〕</p>	<p>庶務課 〔略〕</p>
<p>学務課 〔略〕</p>	<p>学務課 〔略〕</p>

指導室〔略〕

すみだ教育研究所〔略〕

1～3〔略〕

4 墨田区教育相談室に関すること。

地域教育支援課

- 1 文化財の保護に関すること。
- 2 すみだ郷土文化資料館に関すること。
- 3 立花大正民家園旧小山家住宅の使用の承認、取消し及び変更の承認並びに使用料の徴収、減免及び返還に関すること。
- 4 青少年の健全育成に関すること。
- 5 青少年教育に関すること。
- 6 青少年団体に関すること。
- 7 青少年問題協議会に関すること。
- 8 青少年育成委員会に関すること。
- 9 青少年委員に関すること。
- 10 墨田区立公園のうち、押上公園のわんぱく広場の運営及び施設の維持管理（軽微な工事を含む。）並びにすみだわんぱく砦に関すること。
- 11 社会教育行政に関すること。
- 12 社会教育関係団体の育成及び活動に係る指導助言に関すること。
- 13 社会教育関係団体の登録に関すること。
- 14 学校支援地域本部に関すること。

指導室〔略〕

すみだ教育研究所〔略〕

1～3〔略〕

4 学校支援地域本部に関すること。

生涯学習課

- 1 生涯学習の振興に係る総合調整に関すること。
- 2 生涯学習、社会教育の企画及び推進に関すること。
- 3 社会教育行政の企画調整に関すること。
- 4 成人教育に関すること。
- 5 社会教育関係団体に関すること。
- 6 文化財の保護に関すること。
- 7 すみだ生涯学習センター及びすみだ郷土文化資料館に関すること。
- 8 生涯学習課に申請があった立花大正民家園旧小山家住宅の使用の承認、取消し及び変更の承認並びに使用料の徴収、減免及び返還に関すること。
- 9 青少年の健全育成に関すること。
- 10 青少年教育に関すること。
- 11 青少年団体に関すること。
- 12 青少年問題協議会に関すること。
- 13 青少年育成委員会に関すること。
- 14 青少年委員に関すること。
- 15 墨田区立公園のうち、押上公園のわんぱく広場の運営及び施設の維持管理（軽微な工事を含む。）並びにすみだわんぱく砦に関すること。
- 16 生涯学習・社会教育事業の運営、社会教育関係団体の育成及び活動に係る指導助言等に関すること。

〔削除〕

スポーツ振興課

- 1 社会体育行政の企画調整に関すること。
- 2 スポーツの普及・振興及び指導に関すること。
- 3 体育団体に関すること。
- 4 スポーツ推進委員に関すること。
- 5 墨田区総合体育館、両国屋内プール、スポーツプラザ梅若及び屋外体育施設管理事務所に関すること。
- 6 スポーツ振興課に申請があった別表に規定する事務に関すること。
- 7 その他社会体育に関すること。

〔削除〕

別表

<u>所掌事務</u>
<u>1 次に掲げる施設の使用の申請の受付及び使用承認書の交付、使用変更及び使用承認取消しの申請の受付並びに使用料その他の徴収金の徴収及び返還に関する事務</u> <u>(1) 墨田区社会福祉会館</u> <u>(2) すみだリバーサイドホール</u> <u>(3) すみだ女性センター</u> <u>(4) 墨田区家庭センター</u> <u>(5) みどりコミュニティセンター</u> <u>(6) すみだ産業会館</u> <u>(7) すみだ中小企業センター</u> <u>(8) 両国屋内プール</u> <u>(9) スポーツプラザ梅若</u>
<u>2 次に掲げる施設の使用承認、取消し及び変更の承認並びに使用料その他の徴収金の徴収及び返還に関する事務</u> <u>(1) 墨田区立公園施設のうち庭球場、野球場、競技場、球技場及び墨田区弓道場</u> <u>(2) 墨田区営運動場</u> <u>(3) すみだ生涯学習センター</u>
<u>3 墨田区体育館等の管理運営に関する条例を廃止する条例（平成22年墨田区条例第8号）付則第3項の規定による返還に関する事務</u>

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

議案第 23 号

墨田区教育委員会服務監察規程の一部改正について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 3 月 16 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

組織改正等に伴い、墨田区教育委員会服務監察規程（平成 12 年墨田区教育委員会訓令第 12 号）の一部を改正する必要がある。

墨田区教育委員会訓令第 号

教育委員会事務局

区立幼稚園

区立小学校

区立中学校

墨田区教育委員会服務監察規程（平成12年墨田区教育委員会訓令第12号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月16日

墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

別表中「生涯学習課長」を「地域教育支援課長」に改める。

付 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

墨田区教育委員会服務監察規程の一部改正（案）新旧対照表

改正後		改正前	
別表		別表	
種別	職名等	種別	職名等
主任監察員	次長	主任監察員	次長
監察員	庶務課長	監察員	庶務課長
監察員	指導室長	監察員	指導室長
監察員	地域教育支援課長	監察員	生涯学習課長
監察員	区立幼稚園長の代表	監察員	区立幼稚園長の代表
監察員	区立小学校長の代表	監察員	区立小学校長の代表
監察員	区立中学校長の代表	監察員	区立中学校長の代表

付 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

議案第 2 4 号

墨田区教育委員会公印規則の一部改正について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 3 月 16 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕 之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

組織改正等に伴い、墨田区教育委員会公印規則（昭和 4 1 年墨田区教育委員会規則第 4 号）の一部を改正する必要がある。

墨田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則（案）

墨田区教育委員会公印規則（昭和41年墨田区教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

公印名	番号	書体	寸法	用途	管守者
教育委員会印	1	てん書	方30ミリメートル	賞状・感謝状及び表彰状用	庶務課庶務・教職員主査のうち庶務課長があらかじめ指定した職員
教育委員会印	2	同	方21ミリメートル	一般文書用・その他	同
教育委員会教育長印	3	同	方30ミリメートル	賞状・感謝状及び表彰状用	同
教育委員会教育長印	4	同	方21ミリメートル	一般文書用・その他	同
教育委員会教育長印(専用)	5	同	同	すみだ郷土文化資料館が発行する資料等の貸出承認書等用	すみだ郷土文化資料館長
教育委員会教育長代理印	6	同	同	一般文書用・その他	庶務課庶務・教職員主査のうち庶務課長があらかじめ指定した職員
教育委員会教育長代理印(専用)	7	同	同	すみだ郷土文化資料館が発行する資料等の貸出承認書等用	すみだ郷土文化資料館長
教育委員会事務局次長印	8	同	同	一般文書用・その他	庶務課庶務・教職員主査のうち庶務課長があらかじめ指定した職員
教育委員会事務局参事印	9	同	同	同	同
区立各学校印	10	同	方30ミリメートル	学校の一般文書・賞状	学校長
区立各学校印	11	同	方50ミリメートル	卒業証書用	同
区立各学校長印	12	同	方21ミリ	学校の一般文	同

			メートル	書・賞状	
区立各学校長代理印	13	同	同	同	同
区立各学校副校長印	14	同	同	学校の一般文書	同
区立各幼稚園印	15	同	方30ミリメートル	幼稚園の一般文書・賞状	幼稚園長
区立各幼稚園長印	16	同	方21ミリメートル	同	同
区立各幼稚園長代理印	17	同	同	同	同
ひきふね図書館印	18	同	方30ミリメートル	ひきふね図書館の一般文書用	ひきふね図書館長
ひきふね図書館長印	19	同	方21ミリメートル	同	同
すみだ郷土文化資料館長印	20	同	同	すみだ郷土文化資料館の一般文書用	すみだ郷土文化資料館長
附属機関印	21	同	方30ミリメートル	附属機関の一般文書用	附属機関の庶務を主管する課の課長
附属機関代表者印	22	同	方21ミリメートル	同	同
教育委員会割印	23	同	長径30ミリメートル 短径15ミリメートル	一般文書その他の割印用	各公印管守者

別表第2を次のように改める。

1	2	3	4	5																																																																																				
<table border="1" style="width: 100px; height: 100px;"> <tr><td>員</td><td>教</td><td>墨</td></tr> <tr><td>会</td><td>育</td><td>田</td></tr> <tr><td>印</td><td>委</td><td>区</td></tr> </table>	員	教	墨	会	育	田	印	委	区	<table border="1" style="width: 100px; height: 100px;"> <tr><td>員</td><td>教</td><td>墨</td></tr> <tr><td>会</td><td>育</td><td>田</td></tr> <tr><td>印</td><td>委</td><td>区</td></tr> </table>	員	教	墨	会	育	田	印	委	区	<table border="1" style="width: 100px; height: 100px;"> <tr><td>教</td><td>育</td><td>墨</td></tr> <tr><td>育</td><td>委</td><td>田</td></tr> <tr><td>長</td><td>員</td><td>区</td></tr> <tr><td>印</td><td>会</td><td>教</td></tr> </table>	教	育	墨	育	委	田	長	員	区	印	会	教	<table border="1" style="width: 100px; height: 100px;"> <tr><td>教</td><td>育</td><td>墨</td></tr> <tr><td>育</td><td>委</td><td>田</td></tr> <tr><td>長</td><td>員</td><td>区</td></tr> <tr><td>印</td><td>会</td><td>教</td></tr> </table>	教	育	墨	育	委	田	長	員	区	印	会	教	<table border="1" style="width: 100px; height: 100px;"> <tr><td>専</td><td>員</td><td>墨</td><td>文</td></tr> <tr><td>用</td><td>会</td><td>田</td><td>化</td></tr> <tr><td></td><td>教</td><td>区</td><td>資</td></tr> <tr><td></td><td>育</td><td>教</td><td>料</td></tr> <tr><td></td><td>長</td><td>育</td><td>郷</td></tr> <tr><td></td><td>印</td><td>委</td><td>土</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>館</td></tr> </table>	専	員	墨	文	用	会	田	化		教	区	資		育	教	料		長	育	郷		印	委	土				館														
員	教	墨																																																																																						
会	育	田																																																																																						
印	委	区																																																																																						
員	教	墨																																																																																						
会	育	田																																																																																						
印	委	区																																																																																						
教	育	墨																																																																																						
育	委	田																																																																																						
長	員	区																																																																																						
印	会	教																																																																																						
教	育	墨																																																																																						
育	委	田																																																																																						
長	員	区																																																																																						
印	会	教																																																																																						
専	員	墨	文																																																																																					
用	会	田	化																																																																																					
	教	区	資																																																																																					
	育	教	料																																																																																					
	長	育	郷																																																																																					
	印	委	土																																																																																					
			館																																																																																					
6	7	8	9	10																																																																																				
<table border="1" style="width: 100px; height: 100px;"> <tr><td>長</td><td>委</td><td>墨</td></tr> <tr><td>代</td><td>員</td><td>田</td></tr> <tr><td>理</td><td>会</td><td>区</td></tr> <tr><td>印</td><td>教</td><td>教</td></tr> <tr><td></td><td>育</td><td>育</td></tr> </table>	長	委	墨	代	員	田	理	会	区	印	教	教		育	育	<table border="1" style="width: 100px; height: 100px;"> <tr><td>専</td><td>代</td><td>員</td><td>墨</td><td>文</td></tr> <tr><td>用</td><td>理</td><td>会</td><td>田</td><td>化</td></tr> <tr><td></td><td>教</td><td>教</td><td>区</td><td>資</td></tr> <tr><td></td><td>育</td><td>育</td><td>教</td><td>料</td></tr> <tr><td></td><td>長</td><td>委</td><td>育</td><td>郷</td></tr> <tr><td></td><td>印</td><td>委</td><td>土</td><td>館</td></tr> </table>	専	代	員	墨	文	用	理	会	田	化		教	教	区	資		育	育	教	料		長	委	育	郷		印	委	土	館	<table border="1" style="width: 100px; height: 100px;"> <tr><td>局</td><td>委</td><td>墨</td></tr> <tr><td>次</td><td>員</td><td>田</td></tr> <tr><td>長</td><td>会</td><td>区</td></tr> <tr><td>印</td><td>事</td><td>教</td></tr> <tr><td></td><td>務</td><td>育</td></tr> </table>	局	委	墨	次	員	田	長	会	区	印	事	教		務	育	<table border="1" style="width: 100px; height: 100px;"> <tr><td>局</td><td>委</td><td>墨</td></tr> <tr><td>参</td><td>員</td><td>田</td></tr> <tr><td>事</td><td>会</td><td>区</td></tr> <tr><td>印</td><td>事</td><td>教</td></tr> <tr><td></td><td>務</td><td>育</td></tr> </table>	局	委	墨	参	員	田	事	会	区	印	事	教		務	育	<table border="1" style="width: 100px; height: 100px;"> <tr><td>校</td><td>立</td><td>墨</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>田</td></tr> <tr><td>印</td><td>学</td><td>区</td></tr> </table>	校	立	墨			田	印	学	区
長	委	墨																																																																																						
代	員	田																																																																																						
理	会	区																																																																																						
印	教	教																																																																																						
	育	育																																																																																						
専	代	員	墨	文																																																																																				
用	理	会	田	化																																																																																				
	教	教	区	資																																																																																				
	育	育	教	料																																																																																				
	長	委	育	郷																																																																																				
	印	委	土	館																																																																																				
局	委	墨																																																																																						
次	員	田																																																																																						
長	会	区																																																																																						
印	事	教																																																																																						
	務	育																																																																																						
局	委	墨																																																																																						
参	員	田																																																																																						
事	会	区																																																																																						
印	事	教																																																																																						
	務	育																																																																																						
校	立	墨																																																																																						
		田																																																																																						
印	学	区																																																																																						
11	12	13	14	15																																																																																				
<table border="1" style="width: 100px; height: 100px;"> <tr><td>校</td><td>立</td><td>墨</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>田</td></tr> <tr><td>印</td><td>学</td><td>区</td></tr> </table>	校	立	墨			田	印	学	区	<table border="1" style="width: 100px; height: 100px;"> <tr><td>校</td><td>立</td><td>墨</td></tr> <tr><td>長</td><td>何</td><td>田</td></tr> <tr><td>印</td><td>学</td><td>区</td></tr> </table>	校	立	墨	長	何	田	印	学	区	<table border="1" style="width: 100px; height: 100px;"> <tr><td>代</td><td>何</td><td>墨</td></tr> <tr><td>理</td><td>学</td><td>田</td></tr> <tr><td>印</td><td>校</td><td>区</td></tr> <tr><td></td><td>長</td><td>立</td></tr> </table>	代	何	墨	理	学	田	印	校	区		長	立	<table border="1" style="width: 100px; height: 100px;"> <tr><td>校</td><td>何</td><td>墨</td></tr> <tr><td>長</td><td>学</td><td>田</td></tr> <tr><td>印</td><td>校</td><td>区</td></tr> <tr><td></td><td>副</td><td>立</td></tr> </table>	校	何	墨	長	学	田	印	校	区		副	立	<table border="1" style="width: 100px; height: 100px;"> <tr><td>稚</td><td>立</td><td>墨</td></tr> <tr><td>園</td><td>何</td><td>田</td></tr> <tr><td>印</td><td>幼</td><td>区</td></tr> </table>	稚	立	墨	園	何	田	印	幼	区																																	
校	立	墨																																																																																						
		田																																																																																						
印	学	区																																																																																						
校	立	墨																																																																																						
長	何	田																																																																																						
印	学	区																																																																																						
代	何	墨																																																																																						
理	学	田																																																																																						
印	校	区																																																																																						
	長	立																																																																																						
校	何	墨																																																																																						
長	学	田																																																																																						
印	校	区																																																																																						
	副	立																																																																																						
稚	立	墨																																																																																						
園	何	田																																																																																						
印	幼	区																																																																																						
16	17	18	19	20																																																																																				

墨田区立幼稚園長印

2 1

墨田区何委員(又は審議会等)印

付 則

墨田区立何幼稚園代理印

2 2

墨田区何委員(又は審議会等)(会長又は委員長)印

ひきね図書館印

2 3

墨田区教育委員会割印

ひきね図書館印

すみだ郷土文化資料館長印

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

墨田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案						現行					
別表第1						別表第1					
公印名	番号	書体	寸法	用途	管守者	公印名	番号	書体	寸法	用途	管守者
教育委員会印	1	てん書	方30 ミリメートル	賞状・感謝状及び表彰状用	庶務課庶務・教職員主査のうち庶務課長があらかじめ指定した職員	教育委員会印	1	てん書	方30 ミリメートル	賞状・感謝状及び表彰状用	庶務課庶務・教職員主査のうち庶務課長があらかじめ指定した職員
教育委員会印	2	同	方21 ミリメートル	一般文書用・その他	同	教育委員会印	2	同	方21 ミリメートル	一般文書用・その他	同
教育委員会教育長印	3	同	方30 ミリメートル	賞状・感謝状及び表彰状用	同	3 削除					
教育委員会教育長印	4	同	方21 ミリメートル	一般文書用・その他	同	4 削除					
教育委員会教育長印（専用）	5	同	同	すみだ郷土文化資料館が発行する資料等の貸出承認書等用	すみだ郷土文化資料館長	教育委員会教育長印	5	同	方30 ミリメートル	賞状・感謝状及び表彰状用	同
教育委員会教育長代理	6	同	同	一般文書用・その他	庶務課庶務・教職員主査のうち庶務課長があらかじめ	教育委員会教育長印	6	同	方21 ミリメートル	一般文書用・その他	同
						教育委員会教育長代理印	7	同	方21 ミリメートル	同	同
						8 削除					
						教育委員会教育長印（専用）	9	同	同	すみだ生涯学習センターが発行す	すみだ生涯学習センター館長

印				指定した職員	
教育委員会 教育長代理 印（専用）	7	同	同	すみだ郷土文化資料館が発行する資料等の貸出承認書等用	すみだ郷土文化資料館長
教育委員会 事務局次長 印	8	同	同	一般文書用・その他	庶務課庶務・教職員主査のうち庶務課長があらかじめ指定した職員
教育委員会 事務局参事 印	9	同	同	同	同
区立各学校 印	10	同	方30 ミリメ ートル	学校の一 般文書・賞 状	学校長
区立各学校 印	11	同	方50 ミリメ ートル	卒業証書 用	同
区立各学校 長印	12	同	方21 ミリメ ートル	学校の一 般文書・賞 状	同
区立各学校 長代理印	13	同	同	同	同
区立各学校 副校長印	14	同	同	学校の一 般文書	同

					る施設の使 用承認書等 用
教育委員会 教育長印 （専用）	9の 2	同	同	すみだ郷土 文化資料館 が発行する 資料等の貸 出承認書等 用	すみだ郷土文化資料館長
教育委員会 事務局次長 印	10	同	同	一般文書 用・その他	庶務課庶務・教職員主査のうち庶務課長があらかじめ指定した職員
教育委員会 事務局参事 印	10 の2	同	同	同	同
11 削除					
11の2 削除					
11の3 削除					
教育委員会 教育長代理 印（専用）	11 の4	同	同	すみだ生涯 学習センタ ーが発行す る施設の使 用承認書等 用	すみだ生涯学習センター館長
教育委員会 教育長代理 印（専用）	11 の5	同	同	すみだ郷土 文化資料館 が発行する	すみだ郷土文化資料館長

区立各幼稚園印	1 5	同	方 3 0 ミリメートル	幼稚園の 一般文 書・賞状	幼稚園長				資料等の貸 出承認書等 用		
区立各幼稚園長印	1 6	同	方 2 1 ミリメートル	同	同	区立各学校 印	1 2	同	方 3 0 ミリメートル	学校の一般 文書・賞状	学校長
区立各幼稚園長代理印	1 7	同	同	同	同	区立各学校 印	1 2 の 2	同	方 5 0 ミリメートル	卒業証書用	同
ひきふね図書館印	1 8	同	方 3 0 ミリメートル	ひきふね 図書館の 一般文書 用	ひきふね図書館長	区立各学校 長印	1 3	同	方 2 1 ミリメートル	学校の一般 文書・賞状	同
ひきふね図書館長印	1 9	同	方 2 1 ミリメートル	同	同	区立各学校 長代理印	1 4	同	同	同	同
すみだ郷土文化資料館長印	2 0	同	同	すみだ郷 土文化資 料館の一 般文書用	すみだ郷土文化資料館長	区立各学校 副校長印	1 4 の 2	同	同	学校の一般 文書	同
附属機関印	2 1	同	方 3 0 ミリメートル	附属機関 の一般文 書用	附属機関の庶務を主管する 課の課長	区立各幼稚園 園長印	1 6	同	方 2 1 ミリメートル	同	同
附属機関代表者印	2 2	同	方 2 1 ミリメートル	同	同	区立各幼稚園 園長代理印	1 7	同	同	同	同
教育委員会 割印	2 3	同	長径 3 0 ミリ	一般文書 その他の	各公印管守者	区立各図書館 館印	1 8	同	方 3 0 ミリメートル	図書館の一 般文書用	図書館長

メートル	割印用
短径1	
5ミリ	
メートル	

区立各図書館長印	19	同	方21 ミリメートル	同	同
すみだ生涯学習センター印	20	同	方30 ミリメートル	すみだ生涯学習センターの一般文書用	すみだ生涯学習センター館長
すみだ生涯学習センター館長印	21	同	方21 ミリメートル	同	すみだ生涯学習センター館長
すみだ郷土文化資料館長印	22	同	同	すみだ郷土文化資料館の一般文書用	すみだ郷土文化資料館長
23 削除					
24 削除					
25 削除					
26 削除					
屋外体育施設管理事務所印	27	同	方30 ミリメートル	屋外体育施設管理事務所一般文書用	屋外体育施設管理事務所長
屋外体育施設管理事務所長印	28	同	方21 ミリメートル	同	同
附属機関印	29	同	方30 ミリメートル	附属機関の一般文書用	附属機関の庶務を主管する課の課長

別表第2

<u>1</u> 員 教 墨 会 育 田 印 委 区	<u>2</u> 員 教 墨 会 育 田 印 委 区	<u>3</u> 教 育 墨 育 委 田 長 員 区 印 会 教	<u>4</u> 教 育 墨 育 委 田 長 員 区 印 会 教	<u>5</u> 専 員 墨 文 用 会 田 化 印 教 区 資 長 育 教 だ 印 委 育 郷 委 長 委 館 士
<u>6</u> 長 委 墨 代 員 田 理 会 区 印 会 教 育 育	<u>7</u> 専 代 員 墨 文 用 会 田 化 理 会 区 資 印 教 育 だ 長 育 委 郷 委 長 委 館 士	<u>8</u> 局 委 墨 次 員 田 長 会 区 印 事 教 務 務 育	<u>9</u> 局 委 墨 参 員 田 事 会 区 印 事 教 務 務 育	<u>10</u> 校 立 墨 何 田 印 学 区
<u>11</u> 校 立 墨 何 田 印 学 区	<u>12</u> 校 立 墨 長 何 田 印 学 区	<u>13</u> 代 何 墨 理 学 田 印 校 区 長 立	<u>14</u> 校 何 墨 長 学 田 印 校 区 副 立	<u>15</u> 稚 立 墨 園 何 田 印 幼 区

附属機関代 表者印	3 0	同	ト 方 2 1 ミ リ メ ト ル	同	同
教育委員会 割印	3 1	同	長 径 3 0 ミリ メ ト ル 短 径 1 5 ミリ メ ト ル	一般文書そ 他の割印 用	各公印管守者

別表第2

<u>1</u> 員 教 墨 会 育 田 印 委 区	<u>2</u> 員 教 墨 会 育 田 印 委 区	<u>3</u> 削除	<u>4</u> 削除	<u>5</u> 教 育 墨 育 委 田 長 員 区 印 会 教
<u>6</u> 教 育 墨 育 委 田 長 員 区 印 会 教	<u>7</u> 長 委 墨 代 員 田 理 会 区 印 会 教 育 育	<u>8</u> 削除	<u>9</u> 専 員 墨 学 用 会 田 習 理 会 区 セ 印 教 育 ン 長 育 長 タ 委 育 委 1 士 生 涯	<u>9の2</u> 専 員 墨 文 用 会 田 化 理 会 区 資 印 教 育 だ 長 育 長 郷 委 育 委 館 士
<u>10</u> 局 委 墨 次 員 田 長 会 区 印 事 教 務 務 育	<u>10の2</u> 局 委 墨 参 員 田 事 会 区 印 事 教 務 務 育	<u>11</u> 削除	<u>11の2</u> 削除	<u>11の3</u> 削除

1 6	1 7	1 8	1 9	2 0	1 1の4	1 1の5	1 2	1 2の2	1 3
稚立墨 園何田 長幼区 印幼区	長何墨 代理幼田 印園区 立	館ねひ 印函き 書ふ	館ねひ 長函き 印書ふ	料土す 館文み 長化だ 印資郷	専代員里学す 用会田区習み 印理教育セシだ 長教育タ生 委育委涯	専代員墨文す 用会田区化み 印理教育資だ 長教育料郷 委育委館土	校立墨 何田 印学区	校立墨 何田 印学区	校立墨 長何田 印学区
2 1	2 2	2 3			1 4	1 4の2	1 5	1 6	1 7
議員墨 会会田 等(又)区 印審(委)何 等)長)委	は会会墨 委員(又)田 長(会)区 印又(長)何 又(長)議	委員墨 会田区 割印教 育			代何墨 理学区 印校長立	校何墨 長学区 印副立	稚立墨 園何田 印幼区	稚立墨 園何田 印幼区	長何墨 代理幼田 印園区 立
					1 8	1 9	2 0	2 1	2 2
					書立墨 館何田 印函区	館何墨 長函区 印書立	ン涯す タ学み 一習だ 印習生	一学す 館習み 長之セだ 印長タ生 涯	料土す 館文み 長化だ 印資郷
					2 3 削除	2 4 削除	2 5 削除	2 6 削除	2 7
					2 8	2 9	3 0	3 1	理事務所印 体育施設管 墨田区屋外
					事務所長印 体育施設管理 墨田区屋外	議員墨 会(又)田 等(委)区 印審(長)何 又(長)委	は会会墨 委員(又)田 長(会)区 印又(長)何 又(長)議	委員墨 会田区 割印教 育	

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

議案第 2 5 号

墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部改正について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 3 月 16 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

組織改正等に伴い、墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則
(平成 27 年墨田区教育委員会規則第 15 号)の一部を改正する必要がある。

墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則（案）

墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成27年墨田区教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第4号中「就学事務、入学、転学、退学」を「区立幼稚園における就園事務の受付」に改め、同条第5号を削る。

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

(案) 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(区長等補助執行事務)</p> <p>第 4 条 教育委員会は、地方自治法 (昭和 23 年法律第 67 号) 第 180 条の 7 の規定により区長の補助機関たる職員に次の各号に掲げる事務を補助執行させる。</p> <p>(1) ~ (3) 〔略〕</p> <p>(4) <u>区立幼稚園における就園事務の受付に関する事務</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第 4 条 教育委員会は、地方自治法 (昭和 23 年法律第 67 号) 第 180 条の 7 の規定により区長の補助機関たる職員に次の各号に掲げる事務を補助執行させる。</p> <p>(1) ~ (3) 〔略〕</p> <p>(4) <u>就学事務、入学、転学、退学に関する事務</u></p> <p>(5) <u>次に掲げる施設において申請のあったものに係る運動場、すみだ生涯学習センター、両国屋内プール及びスポーツプラザ梅若の使用の受付及び使用承認書の交付、使用変更の受付、使用承認取消しの受付並びに使用料返還の受付に関する事務</u></p> <p>ア <u>墨田区社会福祉会館</u></p> <p>イ <u>すみだリバーサイドホール</u></p> <p>ウ <u>すみだ女性センター</u></p> <p>エ <u>墨田区家庭センター</u></p> <p>オ <u>みどりコミュニティセンター</u></p> <p>カ <u>すみだ産業会館</u></p> <p>キ <u>すみだ中小企業センター</u></p>

付 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 26 号

墨田区教育委員会緑の愛護に関する規程の一部改正について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 3 月 16 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

組織改正等に伴い、墨田区教育委員会緑の愛護に関する規程（昭和 48 年墨田区教育委員会訓令甲第 1 号）の一部を改正する必要がある。

墨田区教育委員会訓令第 号

教育委員会事務局
区立幼稚園
区立小学校
区立中学校
事業所

墨田区教育委員会緑の愛護に関する規程（昭和48年墨田区教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月16日

墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

第3条中「すべて」を「全て」に改める。

第6条中「都市整備担当部長」を「都市整備部環境担当部長」に改める。

別表中「

教職員住宅	庶務課長
-------	------

」、

墨田区営運動場条例及び墨田区公園 条例に定める有料施設庭球場・野球場 ・競技場・球技場・弓道場	屋外体育施設管理事務所長
---	--------------

」及び「

すみだ生涯学習センター	すみだ生涯学習センター館長
-------------	---------------

」を削る。

付 則

この訓令は、平成29年4月1日から適用する。

墨田区教育委員会緑の愛護に関する規程の一部改正（案）新旧対照表

改 正 案	現 行																														
<p>（職員の責務）</p> <p>第3条 <u>全ての職員は、緑の愛護に努めなければならない。</u></p> <p>（緑の愛護についての助言等）</p> <p>第6条 緑の総括者は、<u>都市整備部環境担当部長から緑の愛護について必要な助言及び技術的指導を受けるものとする。</u></p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">緑の管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小中学校</td> <td>学校長</td> </tr> <tr> <td>幼稚園</td> <td>幼稚園長</td> </tr> <tr> <td>あわの自然学園</td> <td>学務課長</td> </tr> <tr> <td>図書館</td> <td>図書館長</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>教育長が別に命ずる者</td> </tr> </tbody> </table>	種別	緑の管理者	小中学校	学校長	幼稚園	幼稚園長	あわの自然学園	学務課長	図書館	図書館長	その他	教育長が別に命ずる者	<p>〔同左〕</p> <p>第3条 <u>すべての職員は、緑の愛護に努めなければならない。</u></p> <p>〔同左〕</p> <p>第6条 緑の総括者は、<u>都市整備担当部長から緑の愛護について必要な助言及び技術的指導を受けるものとする。</u></p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">緑の管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小中学校</td> <td>学校長</td> </tr> <tr> <td>幼稚園</td> <td>幼稚園長</td> </tr> <tr> <td>教職員住宅</td> <td>庶務課長</td> </tr> <tr> <td>あわの自然学園</td> <td>学務課長</td> </tr> <tr> <td>墨田区営運動場条例及び墨田区公園条例に定める有料施設庭球場・野球場・競技場・球技場・弓道場 荒川緑地フィールドハウス</td> <td>屋外体育施設管理事務所長</td> </tr> <tr> <td>図書館</td> <td>図書館長</td> </tr> <tr> <td>すみだ生涯学習センター</td> <td>すみだ生涯学習センター館長</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>教育長が別に命ずる者</td> </tr> </tbody> </table>	種別	緑の管理者	小中学校	学校長	幼稚園	幼稚園長	教職員住宅	庶務課長	あわの自然学園	学務課長	墨田区営運動場条例及び墨田区公園条例に定める有料施設庭球場・野球場・競技場・球技場・弓道場 荒川緑地フィールドハウス	屋外体育施設管理事務所長	図書館	図書館長	すみだ生涯学習センター	すみだ生涯学習センター館長	その他	教育長が別に命ずる者
種別	緑の管理者																														
小中学校	学校長																														
幼稚園	幼稚園長																														
あわの自然学園	学務課長																														
図書館	図書館長																														
その他	教育長が別に命ずる者																														
種別	緑の管理者																														
小中学校	学校長																														
幼稚園	幼稚園長																														
教職員住宅	庶務課長																														
あわの自然学園	学務課長																														
墨田区営運動場条例及び墨田区公園条例に定める有料施設庭球場・野球場・競技場・球技場・弓道場 荒川緑地フィールドハウス	屋外体育施設管理事務所長																														
図書館	図書館長																														
すみだ生涯学習センター	すみだ生涯学習センター館長																														
その他	教育長が別に命ずる者																														

付 則

この訓令は、平成29年4月1日から適用する。

議案第 27 号

墨田区屋外体育施設管理事務所の設置及び処務に関する規則の廃止について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 3 月 16 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり廃止する。

(提案理由)

組織改正等に伴い、墨田区屋外体育施設管理事務所の設置及び処務に関する規則
(昭和 54 年教育委員会規則第 6 号) を廃止する必要がある。

墨田区屋外体育施設管理事務所の設置及び処務に関する規則を廃止する規則
(案)

墨田区屋外体育施設管理事務所の設置及び処務に関する規則(昭和54年教育委員会規則第6号)は、廃止する。

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

議案第28号

両国屋内プール条例施行規則の廃止について

上記の議案を提出する。

平成29年3月16日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり廃止する。

(提案理由)

組織改正等に伴い、両国屋内プール条例施行規則（平成11年教育委員会規則第7号）を廃止する必要がある。

両国屋内プール条例施行規則を廃止する規則（案）

両国屋内プール条例施行規則（平成 1 1 年教育委員会規則第 7 号）は、廃止する。

付 則

この規則は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 29 号

墨田区スポーツ推進委員に関する規則の廃止について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 3 月 16 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり廃止する。

(提案理由)

組織改正等に伴い、墨田区スポーツ推進委員に関する規則（昭和 37 年教育委員会規則第 2 号）を廃止する必要がある。

墨田区スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則（案）

墨田区スポーツ推進委員に関する規則（昭和37年教育委員会規則第2号）は、廃止する。

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

議案第30号

墨田区営運動場条例施行規則の廃止について

上記の議案を提出する。

平成29年3月16日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり廃止する。

(提案理由)

組織改正等に伴い、墨田区営運動場条例施行規則(昭和46年教育委員会規則第3号)を廃止する必要がある。

墨田区営運動場条例施行規則を廃止する規則（案）

墨田区営運動場条例施行規則（昭和46年教育委員会規則第3号）は、廃止する。

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

議案第 3 1 号

スポーツプラザ梅若条例施行規則の廃止について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 3 月 16 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり廃止する。

(提案理由)

組織改正等に伴い、スポーツプラザ梅若条例施行規則（平成 1 2 年教育委員会規則第 2 号）を廃止する必要がある。

スポーツプラザ梅若条例施行規則を廃止する規則（案）

スポーツプラザ梅若条例施行規則（平成 12 年教育委員会規則第 2 号）は、廃止する。

付 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 2 号

すみだ生涯学習センター条例施行規則の廃止について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 3 月 16 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり廃止する。

(提案理由)

組織改正等に伴い、すみだ生涯学習センター条例施行規則（平成 6 年墨田区教育委員会規則第 8 号）を廃止する必要がある。

すみだ生涯学習センター条例施行規則を廃止する規則（案）

すみだ生涯学習センター条例施行規則（平成6年墨田区教育委員会規則第8号）は、
廃止する。

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

議案第 33 号

すみだ生涯学習センター処務規則の廃止について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 3 月 16 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり廃止する。

(提案理由)

組織改正等に伴い、すみだ生涯学習センター処務規則（平成 6 年墨田区教育委員会規則第 9 号）を廃止する必要がある。

すみだ生涯学習センター処務規則を廃止する規則（案）

すみだ生涯学習センター処務規則（平成6年墨田区教育委員会規則第9号）は、廃止する。

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

議案第 3 4 号

すみだ郷土文化資料館処務規則の一部改正について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 3 月 16 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

組織改正等に伴い、すみだ郷土文化資料館処務規則（平成 1 0 年教育委員会規則第 1 0 号）の一部を改正する必要がある。

すみだ郷土文化資料館処務規則の一部を改正する規則（案）

すみだ郷土文化資料館処務規則（平成10年墨田区教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第7条中「生涯学習課長」を「地域教育支援課長」に改める。

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

すみだ郷土文化資料館処務規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(報告)</p> <p>第7条 館長は、毎月5日までに、次に掲げる事項について、<u>地域教育支援課長</u>に報告しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、館長は、重要又は異例に属する事項については、その都度<u>地域教育支援課長</u>に報告しなければならない。</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第7条 館長は、毎月5日までに、次に掲げる事項について、<u>生涯学習課長</u>に報告しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、館長は、重要又は異例に属する事項については、その都度<u>生涯学習課長</u>に報告しなければならない。</p>

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

議案第35号

平成29年度学校(園)医等の委嘱について

上記の議案を提出する。

平成29年3月16日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙の者に委嘱する。

(提案理由)

学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第23条に基づき、委嘱する必要がある。

平成29年度 学校(園)医等の委嘱発令について

1 委嘱者

別添「平成29年度 学校(園)医等委嘱者名簿」のとおり

2 発令年月日

平成29年4月1日

3 委嘱期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日

4 委嘱の根拠

学校保健安全法第23条

学校医・学校歯科医及び学校薬剤師名簿

(平成29年度)

所屬校	診療科	内科医	眼科医	耳鼻咽喉科医	歯科医	薬剤師
小 学 校						
	緑	関谷 駿一	梶原 一人	市川 菊乃	桎谷 光慶	関谷 恒子
	外 手	増田 理枝子	前田 育枝	竹田 英子	神部 正佳	高久 美保
	二 葉	増田 敬	森 純一	竹田 英子	浅野 智之	稲葉 一郎
	錦 糸	大室 博之	森 純一	市川 菊乃	長岡 博司	武井 良輔
	中 和	唐澤 賢祐	川名 浩一郎	池田 朝雄	阿部 昌彦	山村 昌敬
	言 問	井尻 昌生	毛塚 尚利	斎藤 成明	寺岡 通博	田口 善一
	小 梅	山室 学	毛塚 尚利	斎藤 成明	荒川 幸雄	倉重 友和
	柳 島	川越 信	松崎 淳	増田 正純	篠塚 嘉昭	澤井 真幸
	業 平	芳賀 克也	毛塚 潤	市川 菊乃	和泉 一清	溝渕 祐子
	両 国	唐澤 賢祐	川口 藝洋	竹田 英子	蛭間 重能	森 拓郎
	横 川	山室 学	前田 育枝	斎藤 成明	篠崎 讓二	溝渕 祐子
	菊 川	古川 猛	川口 藝洋	池田 朝雄	丸山 満博	山村 昌敬
	第三 吾 嬢	沢田 幸地	岩城 久泰	柴 啓介	長沢 太郎	近藤 制子
	第四 吾 嬢	中川 義宏	高橋 英樹	斎藤 成明	三好 克則	渡邊 浩一
	第一 寺 島	高橋 正人	岡田 修	吉田 憲司	田口 清児	杉山 眞知子
	第二 寺 島	大倉 史也	毛塚 潤	長田 恵子	沖山 博一	片山 佳子
	第三 寺 島	吉村 宏	岡田 修	竹田 英子	野苺 家清	月村庄 一
	曳 舟	西島 由美	川名 浩一郎	吉田 憲司	遅沢 顕二	白石 弘子
	中 川	揚 志成	高橋 英樹	大西 正樹	遠藤 憲史	清水 稔
	東 吾 嬢	吉岡 義之	木下 英彦	大西 正樹	大越 壽和	勝野 純子
	押 上	西島 由美	高橋 英樹	清水 恵也	永倉 貴子	白石 弘子
	八 広	鈴木 博	岩城 久泰	大西 正樹	林 重輝	石本 眞理子
	隅 田	木村 トミ子	毛塚 潤	吉田 憲司	西澤 克哉	濱野 明子
	立花 吾 嬢の 森	小山 純生	木下 英彦	大西 正樹	宮奈 基次	後藤 加奈子
	梅 若	柏木 三喜也	毛塚 潤	吉田 憲司	青沼 光広	副田 行夫
	精神科医	比賀 晴美				
中 学 校						
	墨 田	日下 邦明	毛塚 尚利	長田 恵子	吉江 保隆	岡本 日佐子
	本 所	松高 賢一	毛塚 尚利	竹田 英子	湯澤 伸好	鳥居 徹也
	両 国	佐藤 義隆	前田 育枝	斎藤 成明	戸嶋 誠司	永井 基美
	豎 川	垣田 昭男	森 純一	市川 菊乃	堀川 晴久	赤間 令子
	錦 糸	佐藤 和子	松崎 淳	増田 正純	山田 隆博	小澤 久美子
	吾 嬢 第二	小田 三郎	川名 浩一郎	長田 恵子	難波 涼二	副田 行夫
	寺 島	加藤 賢二	岡田 修	清水 恵也	大久保 勝久	川村 妃砂子
	桜 堤	石原 哲	岩城 久泰	吉田 憲司	重井 剛	石川 文子
	吾 嬢 立花	平野 圭	木下 英彦	柴 啓介	中島 茂	石本 純子
	文 花	梅里 継時	岡田 修	長田 恵子	大川 光夫	川松 いずみ
	文 花 夜間	梅里 継時	岡田 修	長田 恵子	大川 光夫	川松 いずみ
	精神科医	荻野 耕平				
幼 稚 園						
	緑	唐澤 賢祐	梶原 一人	市川 菊乃	鈴木 喜貴	関谷 恒子
	柳 島	佐々木 豊	高橋 英樹	増田 正純	桜井 秀樹	澤井 真幸
	菊 川	関谷 駿一	森 純一	池田 朝雄	宇田川 宏孝	山村 昌敬
	第三 寺 島	吉村 宏	岩城 久泰	竹田 英子	高田 敬一	月村庄 一
	曳 舟	飯嶋 定弘	川名 浩一郎	吉田 憲司	熊谷 京一	白石 弘子
	八 広	鈴木 博	岩城 久泰	大西 正樹	北總 光生	石本 眞理子
	立 花	鈴木 洋	木下 英彦	大西 正樹	根本 正男	石本 純子

網掛けは29年度新たに委嘱する方。太字は初めて学校医等を委嘱する方。

発 令 通 知 書

(氏 名)	(職 層 名)	
(所 属)		
(発令内容) 職 名 学校医(内科) 報 酬 月額 円 勤務箇所 墨田区立 小学校 勤務内容 学校保健安全法等に規定する職務 委嘱期間 平成29年4月 1日から 平成30年3月31日まで		
平成 29 年 4 月 1 日 発 令 権 者 墨 田 区 教 育 委 員 会		
(通 知 先)	(通 知 者)	(整 理 番 号)

議案第36号

学校（園）医等の退任に伴う感謝状の贈呈について

上記の議案を提出する。

平成29年3月16日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

（提案内容）

別紙のとおり贈呈する。

（提案理由）

墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱に基づき、感謝の意を表する必要がある。

学校（園）医等の退任に伴う感謝状の贈呈について

1 主旨

平成 29 年 3 月 31 日付で退任する学校医等に対し、墨田区教育委員会感謝状交付基準に基づき感謝状を贈呈する。

2 退任者

退任者名	職名	学 校 名	勤続年数	退任年月日
山室 為靖	学校医（内科）	小梅小学校	35 年 0 か月	平成 29 年 3 月 31 日
和田 博恵	園歯科医	柳島幼稚園	16 年 0 か月	平成 29 年 3 月 31 日
眞野 大貴	学校薬剤師	小梅小学校	6 年 0 か月	平成 29 年 3 月 31 日
石本 隆	学校薬剤師	立花吾嬬の森小学校	7 年 0 か月	平成 29 年 3 月 31 日
古谷 美智子	学校薬剤師	寺島中学校	17 年 3 か月	平成 29 年 3 月 31 日

（敬称略）

3 交付主体

墨田区教育委員会

4 交付年月日

平成 29 年 3 月 31 日

5 感謝状贈呈理由

（ 1 ）墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱

第 2 条（ 2 ）「教育事業に尽力すること 3 年以上にわたるとき」

（ 2 ）感謝状交付基準要綱細目基準

細目基準 4 号「学校医等が退任又は死亡したとき」

感 謝 状

様

あなたは 多年にわたり墨田区立

小学校の学校医として

職務に精励し学校保健の発展に

尽力されました その功績は誠に

顕著であります

よってここに深く感謝の意を表し

ます

平成二十九年三月三十一日

墨 田 区 教 育 委 員 会

議案第 37 号

平成 30 年度使用小学校「特別の教科 道徳」教科用図書採択の方針について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 3 月 16 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり定める。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 6 号及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 31 年法律第 182 号）第 13 条の規定に基づき、公正かつ円滑な採択を行うための方針を定める必要がある。

平成30年度使用小学校「特別の教科 道徳」教科用図書採択の方針について(案)

平成29年3月
墨田区教育委員会

墨田区立小学校が平成30年度以降に使用する「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択について下記のとおり取り扱う。

記

1 教科用図書（以下「教科書」という。）の調査・研究及び検討

墨田区教育委員会が教科書を採択するにあたり、必要な調査・研究及び検討は、以下のように行う。

(1) 各学校における教科書の調査・研究

各学校は、教科書の見本本の内容等を教科指導にふさわしいかどうか調査し、調査結果に意見を付して平成29年6月13日（火）までに教科用図書採択検討委員会に報告する。

調査期間は、原則として平成29年5月22日（月）から6月13日（火）までの間とする。

(2) 墨田区立小学校「特別の教科 道徳」教科用図書調査委員会（以下「調査委員会」という。）による調査・研究

調査委員会は、独自の調査を実施し、見本本の調査内容を平成29年6月9日（金）までに教科用図書採択検討委員会に報告する。

調査委員会は、6月9日（金）までの間に、5回以内の回数で開催する。

調査委員会の委員構成

委員長（校長又は副校長）及び教員の代表〔2～4名程度〕

(3) 墨田区立小学校「特別の教科 道徳」教科用図書採択検討委員会（以下「検討委員会」という。）による検討

検討委員会は、調査委員会及び各学校からの報告を受け、地域の実情や区民の意向なども参考に検討し、見本本についての検討結果を平成29年7月6日（木）までに墨田区教育委員会に報告する。

検討期間は、6月23日（金）までの間に4回以内の回数で開催する。

検討委員会委員構成（合計9名）

- ・小学校校長会代表1名
 - ・調査委員会委員長1名
 - ・学識経験者2名 ・保護者代表2名 ・指導室長1名 ・指導主事（統括指導主事）2名
- （検討委員会の委員構成は、年度により異なる場合がある。）

(4) 調査委員会委員及び検討委員会委員の選出・依頼

調査委員会委員及び検討委員会委員は、平成29年4月28日（金）までに選出し、墨田区教育委員会が依頼する。

2 教科書の採択

墨田区教育委員会は、検討委員会からの報告を受け、総合的に判断した上で、平成29年8月31日（木）までに教科書を採択する。

なお、採択にあたっては、検討状況などを検討委員会から聴取することができる。

今後の教科書採択の流れについて

	H29	H30	H31	H32	H33
小学校	道徳	小改訂採択	大改訂採択	全面实施	
中学校		道徳	小改訂採択	大改訂採択	全面实施

1 平成31年度について（中学校小改訂と小学校大改訂が重なる場合）

（1）中学校小改訂について

教科書会社が文科省に新たに検定本を申請しない場合

検討委員会、調査委員会を設けず簡略化して行うため、要綱を一部改正して対応する。

教科書会社が文科省に新たに検定本を申請する場合

新たに申請された教科用図書のみ調査委員、学校に調査を依頼する。変更のない教科用図書については、前回（平成27年度）に行った調査研究資料を活用する。また、新たに申請された教科のみ調査委員会、検討委員会を設け、調査、検討する。

（2）小学校大改訂について

要綱に沿って、通常どおり実施する。

2 平成30年度について（小学校小改訂と中学校道徳が重なる場合）

（1）小学校小改訂について

教科書会社が文科省に新たに検定本を申請しない場合

検討委員会、調査委員会を設けず簡略化して行うため、要綱を一部改正して対応する。

教科書会社が文科省に新たに検定本を申請する場合

新たに申請された教科用図書のみ調査委員、学校に調査を依頼する。変更のない教科用図書については、前回（平成26年度）に行った調査研究資料を活用する。また、新たに申請された教科のみ調査委員会、検討委員会を設け、調査、検討する。

（2）中学校道徳について

要綱に沿って平成31年度使用中学校『特別の教科 道徳』教科用図書採択の方針を決定し、調査委員会、検討委員会を設ける。

3 平成29年度について（小学校道徳）

要綱に沿って平成30年度使用小学校『特別の教科 道徳』教科用図書採択の方針を決定し、調査委員会、検討委員会を設ける。

平成20年度に文部科学省が発出した通知「平成21年度使用教科書の採択事務処理について」の中で、内容に変更のない場合、採択手続の一部を簡略化することが可能であるとしている。これに鑑み、小改訂を簡略化し、平成31年度の中学校小改訂と小学校大改訂の採択が行えるよう、今年度中に要綱の一部改正を行う。

墨田区立小・中学校使用教科用図書採択事務取扱要綱

平成20年2月29日19墨教指第1972号

一部改正 平成27年2月 1日26墨教指第1254号

一部改正 平成28年12月1日28墨教指第1426号

(趣旨)

第1条 この要綱は、墨田区立小学校及び中学校で使用する教科用図書について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第6号及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)の規定に基づき、墨田区教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、公正かつ円滑な採択を行うために、必要な事項を定めるものとする。

(採択の基本方針)

第2条 教育委員会は、第4条に規定する教科用図書採択検討委員会からの報告等を参考に、検定済の教科用図書の中から、墨田区の地域や児童及び生徒の実態を踏まえ、墨田区立小学校及び中学校にふさわしい教科用図書を採択するものとする。

(採択の時期)

第3条 教科用図書の採択は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令(昭和39年政令第14号)第13条第1項の定めるところにより当該教科用図書を使用する年度の前年度(以下「採択年度」という。)の8月31日までにを行う。

(教科用図書採択検討委員会)

第4条 教育委員会は、採択に必要な資料を得るために教科用図書採択検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設ける。

- 2 検討委員会は、別表1に定める範囲内で教育委員会が依頼する委員をもって構成する。
- 3 委員の任期は、依頼された日から採択年度の8月31日までとする。
- 4 検討委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名置く。
- 5 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- 6 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総括する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 8 検討委員会は、委員長が招集する。
- 9 検討委員会は、委員の過半数の出席を必要とし、議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 10 検討委員会は、次条に規定する教科用図書調査委員会及び第6条に規定する当該校種各学校における調査結果等を参考に検討し、教科用図書の検討結果を、採択年度の7月中旬(期日は別に定める)までに教育委員会に報告するものとする。

(教科用図書調査委員会)

第5条 教育委員会は、採択に必要な資料を得るために教科ごとに教科用図書調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設ける。

- 2 調査委員会は、教育長の依頼する当該校種区立学校長又は副校長及び同一教科の当該校種教員の委員をもって構成する。委員数は5名以内を原則とする。
- 3 委員の任期は、依頼された日から8月31日までとする。
- 4 調査委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名置く。
- 5 委員長は、当該校種区立学校長又は副校長をもって充て、副委員長は委員長が指名する。
- 6 委員長は、調査委員会を代表し、会務を総括する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 8 調査委員会は、委員長が招集する。

- 9 調査委員会は、独自の調査を行い、教科用図書の調査結果を採択年度の6月中旬（期日は別に定める）までに検討委員会に報告するものとする。
（教科用図書の調査）

- 第6条 当該校種各学校は、教科用図書を教科ごとに調査研究し、調査結果に意見を付して、採択年度の6月中旬（期日は別に定める）までに検討委員会に報告するものとする。
2 当該校種各学校の採択に関する調査期間は、採択年度の6月中旬までの2か月以内（期間は別に定める）とする。

（欠格条項）

- 第7条 以下の各号のいずれかに該当する者は、検討委員会委員又は調査委員会委員となることができない。
（1）発行者（教科用図書の発行者をいう。以下同じ。）の役員及び従業員並びにこれらの配偶者及び三親等内の親族。
（2）顧問、参与、嘱託等いかなる名称を問わず、事実上発行者の事業の運営に重要な影響力を有している者。
（3）教科用図書及び教師用指導書の著作・編集者（個別に意見聴取を受けるなど、事実上、著作・編集に参加し、又は協力した者を含む）。
（4）前号の著作・編集者が団体である場合は、その団体の役員及びこれに準ずる者、並びにこれらの配偶者及び三親等内の親族。

（申立書の提出）

- 第8条 検討委員会委員及び調査委員会委員は、前条各号のいずれにも該当せず、教科用図書の採択に関して、利害関係のない旨の申立書を教育委員会に提出しなければならない。

（守秘義務）

- 第9条 検討委員会委員及び調査委員会委員は、教科用図書の選定及び調査の過程で知り得た事柄について、他にもらしてはならない。

（解任）

- 第10条 教育委員会は、検討委員会委員及び調査委員会委員が以下のいずれかの事由に該当することとなったときには、任期の途中であっても解任することができる。
（1）心身の故障のため、任務の遂行に支障があり、またはこれに堪えられないとき。
（2）第9条に定める守秘義務に違反したとき。
（3）検討委員会委員、調査委員会委員としてふさわしくない行為があったとき。
（4）その他、教育委員会が必要と認めたとき。

（所管）

- 第11条 検討委員会及び調査委員会に関する庶務は、墨田区教育委員会事務局指導室の所管とする。

（委任）

- 第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年2月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年12月1日から適用する。

別表1（第4条関係）

教科用図書採択検討委員会

教科用図書採択検討委員会委員	14名以内
学識経験者	2名以内
区立学校保護者代表	2名以内
区立学校長又は副校長	6名以内
教育委員会事務局職員	4名以内

教科書採択検討委員や教科書調査委員の推薦については、平成28年10月31日付 28教人職第3022号「利害関係者との接触に関する指針」及び28教指管第898号「教科書、教材等の作成に関するガイドライン」（東京都教育委員会）を参照すること。

議案第38号

すみだ教室講師退任に伴う感謝状の贈呈について

上記の議案を提出する。

平成29年3月16日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり贈呈する。

(提案理由)

墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱に基づき、感謝の意を表す必要がある。

すみだ教室講師退任に伴う感謝状の贈呈について

1 すみだ教室の概要及び感謝状贈呈の趣旨

すみだ教室は、義務教育等を修了した知的障害者が、講師・ボランティアの協力の下、社会生活のルールやエチケット等を学ぶとともに、スポーツ・レクリエーション等を通じた心と体の健康づくりの場として、毎年5月から翌年2月まで原則第1・第3日曜日に実施している。
(全19回)

この度、平成25年度からすみだ教室の運営に携わり、平成28年度のすみだ教室をもって退任する講師に、知的障害者に係る生涯学習事業への貢献に対して、感謝状を交付する。

2 感謝状贈呈根拠

墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱第2条第2号

3 被贈呈者

すみだ教室青年部講師 立木 実和

平成25年度からボランティアとして携わり、平成26年度から平成28年度までの3年間は講師として携わる。

4 交付主体

教育委員会教育長

5 交付日

平成29年3月31日

議案第39号

教育委員会だよりについて

上記の議案を提出する。

平成29年3月16日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり決定する。

(提案理由)

平成29年度入学(園)式において新入生保護者及び来賓向けに配布する必要がある。

ご入学おめでとうございます



～ 保護者の皆様へ ～

墨田区教育委員会 (29.4.1 発行)



後列 阿部委員、坂根委員、浅松委員
前列 加藤教育長、雁部教育長職務代理

このたびは、お子さまのご入学まことにおめでとうございます。

教育委員会では、お子さまの健やかな成長と、夢と希望の実現のために、「知・徳・体のバランスのとれた教育活動」への取り組みを行っています。お子さまの健やかな成長は、ご家庭の皆様のご指導と慈しみによるものですが、家庭・学校・地域が連携して見守ることも大切です。お子さまが充実した学校生活を送れるよう、教育委員会としても、学校・地域の皆さんと協力し努めてまいりますので、ご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

教育委員会とは

教育委員会は、独立した行政委員会で、教育長と4名の委員で構成されています。委員会は月2回、定例的に開催していますが、学校教育や社会教育などの教育施策全般について、十分に意見を交わし、方針を決定するなど、教育現場の活動が順調に運ぶよう取り組みを進めています。

委員会以外にも各委員は、学校行事や文化的な行事などに積極的に参加し、PTA や地域の方々の声を広くうかがうように努めています。区の教育課題を深く議論する中で課題解決のために活動するとともに、その成果について区民の皆様にお知らせする活動も行っています。

また、区長と教育委員会とで行われる「総合教育会議」では、教育に関する重要な課題などについて活発な議論をし、お子さまの将来に関わる、経済、社会的な状況を踏まえた広い視点で協議を行っています。

こうした会議は傍聴できますので、関心のある方は、ぜひ、おいでください。

お子さまに基本的な生活習慣を

入学にあたり、お子さまの健やかな成長を支える基本的な生活習慣について、下欄を参考になさってください。

早寝・早起き・朝ごはん

あいさつ

家庭学習

携帯電話、スマートフォン、パソコン等の利用のルール

(使用時間、フィルタリングサービス、LINE の利用など)



「認めて・ほめて・励まして」自信とやる気を育てましょう

各種手続きのご案内

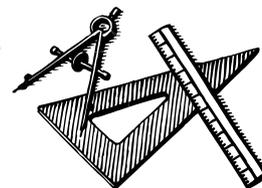
就学援助の申請

小・中学校へ通学するお子さまがいるご家庭で、経済的な理由により、学校でかかる費用の支払いが困難な場合、審査のうえ、その一部を墨田区が援助いたします。

利用にあたっては、所得制限があります。学校を通じて「就学援助費受給申請書」をお配りいたしますので、内容を確認のうえ申請してください。

詳しくは、下記担当までお問合せください。

問合せ：学務課事務担当まで（区役所 11 階） 5608 - 6303



『学校情報連絡メール』の登録

いろいろな情報を学校や教育委員会から保護者の皆様にメールでお伝えするシステムです。

お子さま一人につき2つまでアドレスを登録することができます。学校からの連絡や安全・安心に関する情報を把握するためのツールの一つとしてご利用ください。

【例えば、こんなメールが届きます】

- ・運動会や移動教室等の学校行事のお知らせ
- ・台風時における登下校の情報
- ・インフルエンザ流行による学級閉鎖等の情報
- ・不審者、交通安全等の情報

学校によりメール発信の頻度に差があります。あらかじめご了承ください。

詳しくは学校又は下記担当までお問い合わせください。

問合せ：庶務課教育情報担当まで（区役所 11 階） 5608 - 1294

相談窓口のご案内 ~ お気軽にご相談ください ~

お問合せは、平日の午前 9 時から午後 4 時 30 分までの時間帯をお願いします。

窓 口	主な対応内容	問合せ先
スクールサポートセンター	いじめ、不登校、ひきこもり、問題行動、その他子育ての悩みに関する相談に対応	3613-0127
「サポート」学級	不登校の児童・生徒の居場所づくりによる立ち直りへの支援（小学校3年生～中学校3年生対象）	5247-2781
「ステップ」学級	小学4年生～中学3年生の不登校の児童・生徒を対象とした学校復帰への支援を行うための通級制の教室	5608-6919
すみだ生涯学習センター 教育相談室	幼児・児童・生徒の教育上の問題に広く対応し、必要に応じて、他機関との連携も行う 要予約	5247-2012

にゅうがく ご入学おめでとうございます



ほごしゃ みなさま
～ 保護者の皆様へ ～

すみだくきょういくいいんかい はっこう
墨田区教育委員会 (29.4.1発行)

このたびは、お子さまのご入学まことにおめでとうございます。

きょういくいいんかい では、お子さまの健やかな成長と、夢と希望の実現のために、「知・徳・体の
バランスのとれた教育活動」への取組みを行っています。お子さまの健やかな成長は、ご
かてい みなさま しどう いただく 家庭の皆様のご指導と、ご
かてい がっこう ちいき れんけい みまも 家庭・学校・地域が連携して見守ることも
たいせつ 大切です。お子さまが充実した学校生活を送れるよう、教育委員会としても、学校・地域
みなさま きょうりょく つと りかい きょうりょく ねが の皆様と協力し努めてまいりますので、ご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

きょういくいいんかい 教育委員会とは

きょういくいいんかい は、独立した行政委員会で、教育長と4名の委員で構成されています。委員会は
つき かい ていれいてき かいさい がっこうきょういく しゃかいきょういく きょういくしきくせんぱん
は月2回、定例的に開催していますが、学校教育や社会教育などの教育施策全般について、
じゅうぶん いけん か ほうしん けつてい きょういくげんぱ かつどう じゅんちよう はこ とりく すず
十分に意見を交わし、方針を決定するなど、教育現場の活動が順調に運ぶよう取組みを進め
ています。

いいんかい以外にも各委員は、がっこうぎょうじ ぶんかてき きょうじ せつきよくてき さんか ちいき
委員会以外にも各委員は、学校行事や文化的な行事などに積極的に参加し、PTAや地域の
かたがた こえ ひろ つと く きょういくかだい ふか ぎろん なか かだいかいけつ
方々の声を広くうかがうように努めています。区の教育課題を深く議論する中で課題解決のため
かつどう かつどう せいか くみん みなさま し かつどう おこ
に活動するとともに、その成果について区民の皆様にお知らせする活動も行っています。

また、くちょう きょういくいいんかい あこな そうごうきょういくかいぎ きょういく かん じゅうよう かだい
また、区長と教育委員会とで行われる「総合教育会議」では、教育に関する重要な課題など
かつぱつ ぎろん こ しょうらい かが けいさい しゃかいてき じょうきよう ふ ひろ
について活発な議論をし、お子さまの将来に関わる、経済、社会的な状況を踏まえた広い
してん きょうぎ あこな
視点で協議を行っています。

こうしたかいぎは ぼうちよう できますので、かんしん ある方は、ぜひ、おいでください。

こ きほんてき せいかつしゅうかん お子さまに基本的な生活習慣を

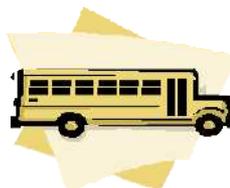
にゅうがく 入学にあたり、お子さまの健やかな成長を支える基本的な生活習慣について、下欄を参考
になさってください。

はやね はやお あさ
早寝・早起き・朝ごはん

あいさつ
かていがくしゅう
家庭学習

けいたいでんわ すまーとふおん ぱそこんとうりようのルール
携帯電話、スマートフォン、パソコン等の利用のルール

(使用時間、フィルタリングサービス、LINEの利用など)



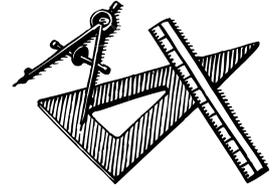
「認めて・ほめて・励まして」自信とやる気を育てましょう

かくしゅてつづ あんない 各種手続きのご案内

しゅうがくえんじょ しんせい 就学援助の申請

しょう ちゅうがっこう つうがく こ がてい けいざいてき りゅう がっこう
小・中学校へ通学するお子さまがいるご家庭で、経済的な理由により、学校でか
かる費用の支払いが困難な場合、審査のうえ、その一部を墨田区が援助いたします。
りょう しょうがくえんじょひじゅきゅうしんせいしよ
利用にあたっては、所得制限があります。学校を通じて「就学援助費受給申請書」
をお配りいたしますので、内容を確認のうえ申請してください。

問合せ：学務課事務担当まで（区役所11階） 5608-6303



がっこうじょうほうれんらく とうろく 『学校情報連絡メール』の登録

いろいろな情報を学校や教育委員会から保護者の皆様にメールでお伝えするシステムです。

おさま一人につき2つまでアドレスを登録することができます。学校からの連絡や安全・安心に関する情報を把握するためのツールの1つとしてご利用ください。

【例えば、こんなメールが届きます】

- ・運動会や移動教室等の学校行事のお知らせ
- ・台風時における登下校の情報
- ・インフルエンザ流行による学級閉鎖等の情報
- ・不審者、交通安全等の情報

学校によりメール発信の頻度に差があります。あらかじめご了承ください。

問合せ：庶務課教育情報担当まで（区役所11階） 5608-1294

そうだんまどぐち あんない 相談窓口のご案内 ~ お気軽にご相談ください ~

お問合せは、平日の午前9時から午後4時30分までの時間帯にお願いします。

まどぐち 窓 口	おも たいおうないよう 主な対応内容	どいあわ さき 問合せ先
すくーるさぽーとせんたー スクールサポートセンター	いじめ、不登校、ひきこもり、問題行動、その他子育ての悩みに関する相談に対応	3613-0127
「サポート」学級	不登校の児童・生徒の居場所づくりによる立ち直りへの支援（小学校3年生～中学校3年生対象）	5247-2781
「ステップ」学級	小学校4年生～中学校3年生の不登校の児童・生徒を対象とした学校復帰への支援を行うための通級制の教室	5608-6919
すみだ生涯学習センター 教育相談室	幼児・児童・生徒の教育上の問題に広く対応し、必要に応じて、他機関との連携も行う	5247-2012

ご入園おめでとうございます



～ 保護者の皆様へ ～

墨田区教育委員会 (29.4.1 発行)



後列 阿部委員、坂根委員、浅松委員
前列 加藤教育長、雁部教育長職務代理

このたびは、お子さまのご入園まことにおめでとうございます。

教育委員会では、お子さまの健やかな成長と、夢と希望の実現のために、「知・徳・体のバランスのとれた教育活動」への取り組みを行っています。お子さまの健やかな成長は、ご家庭の皆様のご指導と慈しみによるものですが、家庭・幼稚園・地域が連携して見守ることも大切です。お子さまが充実した学校生活を送れるよう、教育委員会としても、幼稚園・地域の皆さんと協力し努めてまいりますので、ご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

教育委員会とは

教育委員会は、独立した行政委員会で、教育長と4名の委員で構成されています。委員会は月2回、定例的に開催していますが、学校教育や社会教育などの教育施策全般について、十分に意見を交わし、方針を決定するなど、教育現場の活動が順調に運ぶよう取り組みを進めています。

委員会以外にも各委員は、学校行事や文化的な行事などに積極的に参加し、PTA や地域の方々の声を広くうかがうように努めています。区の教育課題を深く議論する中で課題解決のために活動するとともに、その成果について区民の皆様にお知らせする活動も行っています。

また、区長と教育委員会とで行われる「総合教育会議」では、教育に関する重要な課題などについて活発な議論をし、お子さまの将来に関わる、経済、社会的な状況を踏まえた広い視点で協議を行っています。

こうした会議は傍聴できますので、関心のある方は、ぜひ、おいでください。

お子さまに基本的な生活習慣を

入園にあたり、お子さまの健やかな成長を支える基本的な生活習慣について、下欄を参考になさってください。

早寝・早起き・朝ごはん
あいさつ
家庭学習

「認めて・ほめて・励まして」自信とやる気を育てましょう

各種手続きのご案内

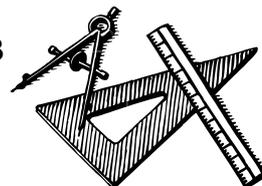
入園料および保育料のお支払いについて

入園料は、1,500 円です。入園した最初の月にお支払いください。

また、保育料は、世帯の所得階層ごとに設定しています。世帯の住民税所得割額（合計）に応じて保育料（月額）を決定し、夏休みの8月を除き、月ごとに口座振替（その月の末日）で納めていただきます。なお、保育料の決定は、前期分（4月分～7月分）と後期分（9月分～3月分）をそれぞれ4月および9月に決定し、ご通知します。

詳しくは、下記担当までお問合せください。

問合せ：学務課事務担当まで（区役所 11 階） 5608 - 6303



『学校（園）情報連絡メール』の登録

いろいろな情報を幼稚園や教育委員会から保護者の皆様にメールでお伝えするシステムです。

お子さま一人につき2つまでアドレスを登録することができます。幼稚園からの連絡や安全・安心に関する情報を把握するためのツールの一つとしてご利用ください。

【例えば、こんなメールが届きます】

- ・幼稚園行事の実施、中止等のお知らせ
- ・お弁当、雨傘等の持ち物のお知らせ
- ・インフルエンザ流行による学級閉鎖等の情報
- ・不審者、交通安全等の情報

幼稚園によりメール発信の頻度に差があります。あらかじめご了承ください。

詳しくは幼稚園又は下記担当までお問い合わせください。

問合せ：庶務課教育情報担当まで（区役所 11 階） 5608 - 1294

相談窓口のご案内 ~ お気軽にご相談ください ~

お問合せは、平日の午前 9 時から午後 4 時 30 分までの時間帯にお願いします。

窓 口	主な対応内容	問合せ先
スクールサポートセンター	いじめ、不登校、ひきこもり、問題行動、その他子育ての悩みに関する相談に対応	3613-0127
「サポート」学級	不登校の児童・生徒の居場所づくりによる立ち直りへの支援（小学校3年生～中学校3年生対象）	5247-2781
「ステップ」学級	小学4年生～中学3年生の不登校の児童・生徒を対象とした学校復帰への支援を行うための通級制の教室	5608-6919
すみだ生涯学習センター 教育相談室	幼児・児童・生徒の教育上の問題に広く対応し、必要に応じて、他機関との連携も行う 要予約	5247-2012

にゅうえん ご入園おめでとうございます



ほごしゃ みなさま
～ 保護者の皆様へ ～

すみだくきょういくいいんかい はっこう
墨田区教育委員会 (29.4.1 発行)

このたびは、お子さまのご入園まことにおめでとうございます。

きょういくいいんかい こ すこ せいちょう ゆめ きぼう じつげん ち とく たい
教育委員会では、お子さまの健やかな成長と、夢と希望の実現のために、「知・徳・体の
バランスのとれた教育活動」への取り組みを行っています。お子さまの健やかな成長は、ご
かてい みなさま しどう いつく かてい ようちえん ちいき れんけい みまも
家庭の皆様の指導と慈しみによるものですが、家庭・幼稚園・地域が連携して見守ることも
たいせつ です。お子さまが充実した幼稚園生活を送れるよう、教育委員会としても、幼稚園・地域
みなさま きょうりょく つと りかい きょうりょく ねが
の皆様と協力し努めてまいりますので、ご理解・ご協力をいただきますようお願いいたし
ます。

きょういくいいんかい 教育委員会とは

きょういくいいんかい ひとりつ ぎょうせいいいんかい きょういくちょう めい いいん こうせい いいんかい
教育委員会は、独立した行政委員会で、教育長と4名の委員で構成されています。委員会は
つき かい ていれいてき かいさい がっこうきょういく しゃかいきょういく きょういくしきくせんばん
は月2回、定例的に開催していますが、学校教育や社会教育などの教育施策全般について、
じゅうぶん いけん か ほうしん けつてい きょういくげんぱ かつどう じゅんちよう はこ とりく すず
十分に意見を交わし、方針を決定するなど、教育現場の活動が順調に運ぶよう取り組みを進め
ています。

いいんかい以外にも各委員は、がっこうぎょうじ ぶんかてき きょうじ せつきよくてき さんか ちいき
委員会以外にも各委員は、学校行事や文化的な行事などに積極的に参加し、PTAや地域の
かたがた こえ ひろ つと く きょういくかだい ふか ぎろん なか かだいかいけつ
方々の声を広くうかがうように努めています。区の教育課題を深く議論する中で課題解決のため
に活動するとともに、その成果について区民の皆様にお知らせする活動も行っています。

また、くちょう きょういくいいんかい あこな そうごうきょういくかいぎ きょういく かん じゅうよう かだい
また、区長と教育委員会とで行われる「総合教育会議」では、教育に関する重要な課題など
について活発な議論をし、お子さまの将来に関わる、経済、社会的な状況を踏まえた広い
してん きょうぎ あこな
視点で協議を行っています。

こうした会議は傍聴できますので、関心のある方は、ぜひ、おいでください。

こ きほんてき せいかつしゅうかん お子さまに基本的な生活習慣を

にゅうえん こ すこ せいちょう ささ きほんてき せいかつしゅうかん からん さんこう
入園にあたり、お子さまの健やかな成長を支える基本的な生活習慣について、下欄を参考
になさってください。

はやね はやお あさ
早寝・早起き・朝ごはん

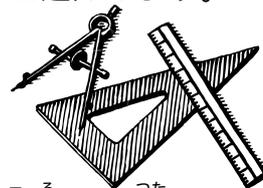
あいさつ
かていがくしゅう
家庭学習

「認めて・ほめて・励まして」自信とやる気を育てましょう

かくしゅてつづ あんない
各種手続きのご案内

入園料および保育料のお支払いについて

入園料は、1,500円です。入園した最初の月にお支払いください。
また、保育料は、世帯の所得階層ごとに設定しています。世帯の住民税所得割額(合計)に応じて保育料(月額)を決定し、夏休みの8月を除き、月ごとに口座振替(その月の末日)で納めていただきます。なお、保育料の決定は、前期分(4月分～7月分)と後期分(9月分～3月分)をそれぞれ4月および9月に決定し、ご通知します。
問合せ：学務課事務担当まで(区役所11階) 5608-6303



『学校(園)情報連絡メール』の登録

いろいろな情報を幼稚園や教育委員会から保護者の皆様にメールでお伝えするシステムです。
お子さま一人につき2つまでアドレスを登録することができます。幼稚園からの連絡や安全・安心に関する情報を把握するためのツールの1つとしてご利用ください。

【例えば、こんなメールが届きます】

- ・幼稚園行事の実施、中止等のお知らせ
- ・お弁当、雨傘等の持ち物のお知らせ
- ・インフルエンザ流行による学級閉鎖等の情報
- ・不審者、交通安全等の情報

幼稚園によりメール発信の頻度に差があります。あらかじめご了承ください

問合せ：庶務課教育情報担当まで(区役所11階) 5608-1294

相談窓口のご案内 ~ お気軽にご相談ください ~

お問い合わせは、平日の午前9時から午後4時30分までの時間帯にお願いします。

窓 口	主な対応内容	問合せ先
スクールサポートセンター	いじめ、不登校、ひきこもり、問題行動、その他子育ての悩みに関する相談に対応	3613-0127
「サポート」学級	不登校の児童・生徒の居場所づくりによる立ち直りへの支援(小学校3年生～中学校3年生対象)	5247-2781
「ステップ」学級	小学校4年生～中学校3年生の不登校の児童・生徒を対象とした学校復帰への支援を行うための通級制の教室	5608-6919
すみだ生涯学習センター 教育相談室	幼児・児童・生徒の教育上の問題に広く対応し、必要に応じて、他機関との連携も行う 要予約	5247-2012

議案第40号

平成29年度以降の墨田区立小・中学校における「組体操」等への対応方針について

上記の議案を提出する。

平成29年3月16日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり定める。

(提案理由)

児童・生徒の安全、事故防止の徹底を図るため、運動会における組体操等への対応方針を定める必要がある。

各小・中学校長 様



墨田区教育委員会
教育長 加藤 裕之

平成 29 年度以降の墨田区立小・中学校における「組体操」等への対応方針について

このことについて、東京都教育委員会教育長より別添写しのとおり、通知がありました。
墨田区教育委員会は、東京都教育委員会の対応方針、及び本区における平成 27、28 年度に発生した区立小・中学校の組体操等の事故状況を踏まえて、下記のとおり、方針を定めました。
各学校においては、この方針に基づき、事故防止の徹底を図るようよろしくお願いいたします。

記

- 1 組体操等を実施するねらいを明確にし、全教職員で共通理解を図ること。
- 2 児童・生徒の安全、事故防止の観点から計画や運営を行い、運動会当日までの組体操等の練習計画を校内運動会委員会及び担当学年の教員で十分に検討し、管理職に報告するとともに、管理職も事前に練習内容を確認し、適切な指導を行うこと。
- 3 「ピラミッド（瞬間ピラミッド含む）」及び「タワー」は、不可抗力による怪我の危険性が高いことから、平成 29 年度以降は原則として禁止する。
- 4 「3」以外の「肩車」、「サボテン」、「飛行機」、「やぐら」など、土台（一段目、二段目等含む）となる側、支える側が立ったままの姿勢で、膝より上の部位（膝、腰、背中、肩等）で、相手を支える技についても原則として禁止する。
- 5 組体操以外の運動種目である「騎馬戦」「むかで競走」「いかだ流し」等については、学習指導要領に定める特別活動「学校行事 健康安全・体育的行事」のねらいを達成する観点から、児童・生徒の安全に十分留意すること。また、確実に安全な状態で実施できるかどうかを十分に確認し、できないと判断した場合は、実施を見合わせる。
- 6 これまでも「倒立（補助倒立）」で障害の残る事故が発生していることから、具体的な事故の事例を教職員に周知徹底し、未然防止や事故時の対応も含め練習計画に反映させること。
- 7 組体操を実施する学校は、練習計画等を指導室に提出するとともに、万が一、練習中及び運動会当日に児童・生徒が負傷する事故が発生した場合には、組体操等における事故発生報告（様式 1）を指導室に提出すること。

担当指導主事 浪江 泰弘
電 話 5608-6307

別紙

練習計画及び組体操等における事故発生報告について【参考】

1 練習計画について

該当する種目の練習計画の様式は任意とする。ただし、以下の4点を必ず記載して指導室に提出すること。

運動会当日までの練習日程（時間数も含みます。）

練習時における教員の配置状況

（安全配慮の観点から場所や人数を明確に記載してください。）

別添資料「組体操による事故の概要」に記載されている具体的な事故の事例を参考に、事故を未然に防ぐための指導方法

事故が起きた場合の教職員の対応

2 事故発生報告について

事故が起きた場合は、電話にて学校担当指導主事に第1報するとともに、様式1「組体操等における事故発生報告」により報告する。記入に際しては、記入例の内容に沿って、記入する。

様式1のデータは、ICT校務PC内の学校間共通フォルダ 全教職員用 保存用 「組体操等における事故発生報告」に保存する。

28 教指企第 1140 号
平成 28 年 12 月 22 日

区市町村教育委員会教育長 殿

東京都教育委員会教育長
中 井 敬 三
(公 印 省 略)

平成 29 年度以降の都立学校における「組み体操」等への都教育委員会の
対応方針について（通知）

平成 27 年、全国各地で「組み体操」の危険性や安全対策上の問題が指摘され、大きな社会問題に発展したことを受け、平成 28 年 3 月、東京都教育委員会は、都立学校において学校行事の「組み体操」を実施する場合、いわゆる「ピラミッド」と「タワー」については、平成 28 年度は原則として休止する方針を定めました。

各都立学校はこの方針を受け、「組み体操」の教育的意義を確認するとともに、演技種目の内容とそれぞれに内在する危険性、事故の未然防止に向けた安全対策等について点検や、代替の運動種目を選定し実施しました。また、生徒や保護者、教職員のアンケート調査の結果等を踏まえ、平成 28 年度の体育祭を総合的に評価し、平成 29 年度以降の実施種目を検討しました。

東京都教育委員会は、各都立学校の検討結果を踏まえ、平成 29 年度以降の都立学校の「組み体操」等について方針を定め、別添写しのとおり都立学校長宛てに通知しました。

区市町村教育委員会におかれては、地域の特性や学校の実情等を踏まえ、学校の運動会等において、安全対策に努められるようお願いいたします。

[担当]

東京都教育庁指導部

体育健康教育担当課長	佐藤 浩
主任指導主事	勝嶋 憲子
電 話	03-5320-6887
ファクシミリ	03-5388-1733



28 教指企第 1140 号
平成 28 年 12 月 22 日

都立学校長 殿

東京都教育委員会教育長
中 井 敬 三
(公 印 省 略)

平成 29 年度以降の都立学校における「組み体操」等への都教育委員会の
対応方針について（通知）

平成 27 年、全国各地で「組み体操」の危険性や安全対策上の問題が指摘され、大きな社会問題に発展したことを受け、平成 28 年 3 月、東京都教育委員会は、都立学校において学校行事の「組み体操」を実施する場合、いわゆる「ピラミッド」と「タワー」については、平成 28 年度は原則として休止する方針を定めました。

各都立学校においては、この方針を受け、「組み体操」の教育的意義を確認するとともに、演技種目の内容とそれぞれに内在する危険性、事故の未然防止に向けた安全対策等について点検し、代替の運動種目を選定し実施しました。また、生徒や保護者、教職員のアンケート調査の結果等を踏まえ、平成 28 年度の体育祭を総合的に評価し、平成 29 年度以降の実施種目の検討についてお願いしてきたところです。

東京都教育委員会は、各学校の検討結果を踏まえ、平成 29 年度以降の都立学校の「組み体操」等について、方針を下記のとおり定めましたので、各学校においては、この方針に基づき、事故防止の徹底についてよろしくお願いします。

記

1 都立学校においては、当該年度の体育祭の総合的な評価を踏まえて、次年度の実施種目を検討、決定する。

なお、「組み体操」を実施する場合は、いわゆる「ピラミッド」と「タワー」については、原則として禁止することとする。但し、その教育的意義、学校経営上の位置付けを確認するとともに、教員の指導経験、指導技術、指導体制等を点検、確認した上で、学校全体で実施したいとする意志が強い場合は、児童・生徒の体力の実態等を踏まえ、安全を最優先した指導計画を作成するとともに、東京都教育委員会に提出し協議を行う。

また、事前に、生徒や保護者、地域に対し、「組み体操」を実施する目的、指導内容・方法、安全対策等について説明し、理解を得る。

2 指導に当たっては、練習中の児童・生徒の習熟の状況を正確に把握し、その状況に応じて、指導内容や指導計画を適時適切に見直す。万が一、練習中に児童・生徒が負傷する事故が発生した場合には、速やかにその原因を究明し、活動を中止したり、活動内容や指導方法を見直して更なる安全対策を講じたりするなどの措置を行う。

- 3 都立学校において、学校行事で実施する他の種目についても、それぞれに内在する危険性に留意し、安全対策の点検を行い、万全の対応を図る。
- 4 都立学校における上記以外の体育的活動においても、万全の安全対策を講じるとともに、児童・生徒の発達段階に応じた安全指導等により、安全のための身体能力の向上や危険予測・回避能力の育成を図る。
- 5 区市町村立学校における対応は、地域の特性や学校の実情等を踏まえ、区市町村教育委員会が適切に判断する。（都教育委員会が都立学校に対して出す方針を参考として情報提供）

[担当]

教育庁指導部

体育健康教育担当課長	佐藤 浩
主任指導主事	勝嶋 憲子
電 話	03-5320-6887
ファクシミリ	03-5388-1733

教育課題の進捗状況について（平成29年3月報告分）

課題名	進捗状況	主管課
学校ICT化の推進	<p>【計画】 電子黒板の設置拡充 導入校本稼働開始 設置校による授業公開</p> <p>【実績】 電子黒板の設置拡充 導入校（小19校）本稼働開始（H28.10～） 設置校によるICT授業公開（9校） 学力向上推進会議報告書電子版の掲載</p> <p>【進捗状況】<input type="checkbox"/>順調・<input type="checkbox"/>遅延・他（<input type="checkbox"/>）</p>	庶務課 指導室 すみだ教育 研究所
すみだ教育指針の策定	<p>【計画】 教育委員会付議 決定</p> <p>【実績】 教育委員会決定（2/2） 区民文教委員会報告準備</p> <p>【進捗状況】<input type="checkbox"/>順調・<input type="checkbox"/>遅延・他（<input type="checkbox"/>）</p>	すみだ教育 研究所
学力向上新3か年計画の実施	<p>【計画】 学力向上推進会議</p> <p>【実績】 学力向上推進会議（2/6） 学力向上推進会議報告書作成・配布（～2/21）</p> <p>【進捗状況】<input type="checkbox"/>順調・<input type="checkbox"/>遅延・他（<input type="checkbox"/>）</p>	すみだ教育 研究所
幼保小中一貫教育の推進	<p>【計画】 29年度中学校すたーとブック（仮）検討</p> <p>【実績】 中学校すたーとブック（仮）試行分作成準備</p> <p>【進捗状況】<input type="checkbox"/>順調・<input type="checkbox"/>遅延・他（<input type="checkbox"/>）</p>	すみだ教育 研究所
（仮称）総合運動場等整備事業	<p>【計画】 基本・実施設計定例会 地元町会等への説明実施 都都市整備局との協議</p> <p>【実績】 基本・実施設計委託業者との定例会（営繕課） 地元町会等への説明実施（8町会、8自治会、桜堤中地区青少年育成委員会、区陸協） 都都市整備局との協議（広域避難場所の調整）</p> <p>【進捗状況】<input type="checkbox"/>順調・<input type="checkbox"/>遅延・他（<input type="checkbox"/>）</p>	スポーツ振 興課

28 墨企行第 328 号
平成 29 年 2 月 28 日

墨田区教育委員会
教育長 加藤 裕之 様

墨田区長
山本 亨



「区長の権限に属する事務の一部委任及び補助執行について」
の一部改正について（協議）

このことについて、地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づき、協議します。

記

1 改正理由及び内容

平成 29 年度組織改正により、スポーツ及び文化に関する職務権限を区長に移管することに伴い、区長部局において直接行うこととなる次に掲げる事務を削るほか、子ども・若者育成支援に関する事務を教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させることとする。

※ (1)は委任事務、(2)から(5)までは補助執行事務

- (1) 墨田区立公園内の庭球場、野球場、競技場、球技場及び弓道場の使用の承認、取消し及び変更の承認並びに使用料の減額免除及び返還の承認並びに維持管理に関する事務
- (2) 墨田区総合体育館に関する事務
- (3) 墨田区公共施設利用システムにより連携する施設の使用又は利用に係る申請並びに取消し及び変更の申請の受付並びに承認書の交付に関する事務
- (4) 次に掲げる施設の使用料その他の徴収金の徴収及び返還に関する事務
 - ア 墨田区立公園内の庭球場、野球場、競技場、球技場及び弓道場
 - イ 両国屋内プール、スポーツプラザ梅若及び墨田区営運動場
 - ウ すみだ生涯学習センター
 - エ 墨田区公共施設利用システムにより連携する施設
- (5) 墨田区体育館等の管理運営に関する条例を廃止する条例付則第 3 項の規定による返還に関する事務

2 改正通達（案）
別紙 1 のとおり

3 改正通達新旧対照表（案）
別紙 2 のとおり

4 適用日
平成 29 年 4 月 1 日



【担当】企画経営室行政改革推進担当
佐久間 内線 3723

平成29年 月 日
墨 第 号

墨田区長 山 本 亨

墨田区教育委員会教育長
墨田区教育委員会事務局職員
区立学校校長 様
区立学校職員

「区長の権限に属する事務の一部委任及び補助執行について」の一部改正について

このことについて、墨田区教育委員会と協議が整ったので、「区長の権限に属する事務の一部委任及び補助執行について」(平成8年1月31日7墨総総第1073号)の一部を下記のとおり改正し、平成29年4月1日から実施しますので、事務処理に当たっては、適切に行うようお願いします。

記

第1の1中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第2の1第8号を次のように改める。

(8) 子ども・若者育成支援に関する事務

第2の1中第10号及び第11号を削り、第12号を第10号とし、第13号を第11号とし、第14号を第12号とし、第15号を削る。

区長の権限に属する事務の一部委任及び補助執行についての一部改正（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1 委任事務</p> <p>1 次に掲げる事務は、教育委員会教育長に委任する。</p> <p>(1) 立花大正民家園旧小山家住宅に係る使用の承認、取消し及び変更の承認並びに使用料の減額免除及び返還の承認並びに維持管理に関する事務</p> <p>(2) 墨田区立押上公園のわんぱく広場及び墨田区立立花大正民家園の運営及び維持管理に関する事務。ただし、次の事項を除く。 ア～ウ</p> <p>(3) 墨田区立図書館に対し寄付又は贈与の申出のあった図書を受領に関する事務。ただし、次のものを除く。 ア～ウ [略]</p> <p>(4) 教育委員会に係る交際費の支出に関する事務</p> <p>(5) 区立学校における墨田区会計事務規則第89条に規定する給与取扱者の指定、墨田区物品管理規則第11条に規定する供用者の指定及び墨田区契約事務規則第53条に規定する検査員の任命に関する事務</p> <p>(6) 区立学校及び区立幼稚園に係る学校基本調査に関する事務</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>第1 委任事務</p> <p>1 [同左]</p> <p>(1) <u>墨田区立公園の有料施設のうち、次の施設に係る使用の承認、取消し及び変更の承認並びに使用料の減額免除及び返還の承認並びに維持管理に関する事務</u> <u>庭球場、野球場、競技場、球技場及び弓道場</u></p> <p>(2) [同左]</p> <p>(3) [同左]</p> <p>ア～ウ</p> <p>(4) [同左]</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(5) [同左]</p> <p>(6) [同左]</p> <p>(7) [同左]</p> <p>2・3 [略]</p>
<p>第2 補助執行事務</p> <p>1 次に掲げる事務は、教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させる。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 子ども・若者育成支援に関する事務</p>	<p>第2 補助執行事務</p> <p>1 [同左]</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>墨田区総合体育館に関する事務</u></p>

(9) [略]

- (10) すみだ郷土文化資料館の観覧料の徴収に関する事務
- (11) 立花大正民家園旧小山家住宅の使用料の徴収及び返還に関する事務
- (12) 住民票の写し及び印鑑登録証明書の受渡し及び手数料の徴収に関する事務

2・3 [略]

第3 [略]

(9) [略]

- (10) 墨田区社会福祉会館、すみだ女性センター、すみだ産業会館、すみだ中小企業センター、すみだリバーサイドホール、墨田区家庭センター又はみどりコミュニティセンターの使用又は利用に係る申請並びに取消し及び変更の申請の受付並びに承認書の交付（教育委員会事務局スポーツ振興課、墨田区屋外体育施設管理事務所、両国屋内プール、スポーツプラザ梅若又はすみだ生涯学習センター（以下「スポーツ振興課等」という。）に申請があったものに限る。）に関する事務
- (11) 次の施設の使用料その他の徴収金の徴収及び返還（スポーツ振興課等に申請があったものに限る。）に関する事務
- ア 墨田区社会福祉会館、すみだ女性センター、すみだ産業会館、すみだ中小企業センター、すみだリバーサイドホール、墨田区家庭センター及びみどりコミュニティセンター
- イ 墨田区立公園の有料施設のうち、次の施設
庭球場、野球場、競技場、球技場及び弓道場
- ウ 両国屋内プール
- エ スポーツプラザ梅若
- オ 墨田区営運動場
- カ すみだ生涯学習センター
- (12) [同左]
- (13) [同左]
- (14) [同左]
- (15) 墨田区体育館等の管理運営に関する条例を廃止する条例（平成22年墨田区条例第8号）付則第3項の規定による返還に関する事務

2・3 [略]

第3 [略]

28墨教庶第1726号

平成29年3月6日

墨田区長 山本 亨 様

墨田区教育委員会

教育長 加藤 裕之

「区長の権限に属する事務の一部委任及び補助執行について」の一部改正について（回答）

地方自治法第180条の2の規定に基づき、平成29年2月28日付け28墨企行第328号により協議のあった標記の件について、下記のとおり回答します。

記

今回の協議事項について、異議はありません。

寄付者への感謝状の贈呈について（案）

1 趣旨

小学校児童に対し公益財団法人東京都トラック交通遺児等助成財団墨田支部から交通安全啓発用ワンタッチ学童傘の寄付があったため、墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱第2条第3号の規定により、寄付者に対して感謝状を贈呈し、感謝の意を表するものである。

2 交付対象者

公益財団法人東京都トラック交通遺児等助成財団 墨田支部
支部長 香川 省司 氏

3 寄付物件

交通安全啓発用ワンタッチ学童傘 600本 総額 240,000円
（@400×600本）

4 交付主体

教育長

第 47 回墨田区民謡連盟大会受賞者に対する表彰状の授与について

大会名：第 47 回墨田区民謡連盟大会

開催日：平成 29 年 3 月 4 日（土）

会場：曳舟文化センター

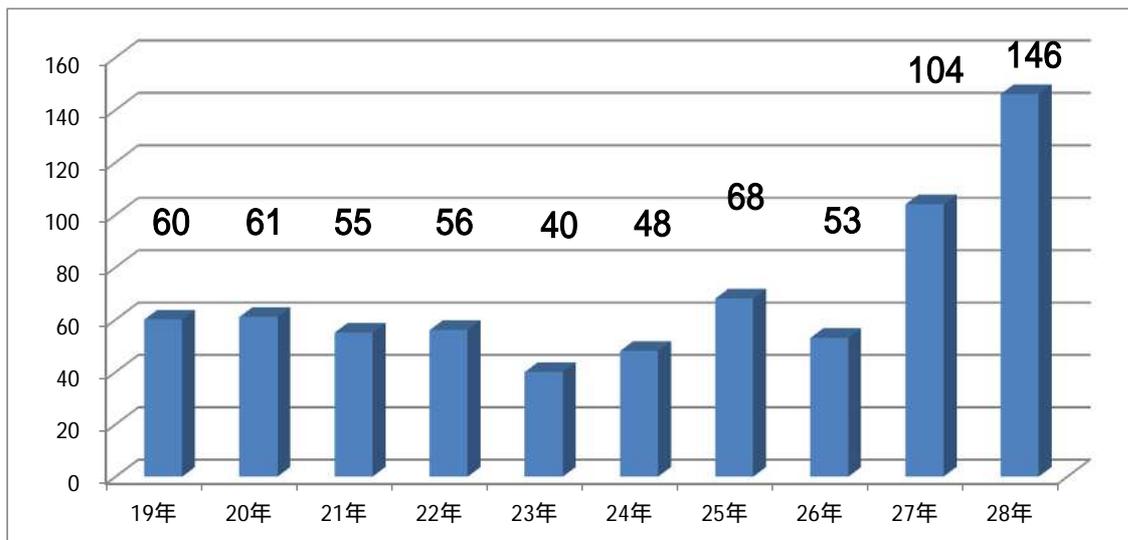
受賞者一覧

賞	氏名	ふりがな
区長賞	金谷 夫子	かなや さだこ
教育長賞	平島 千恵子	ひらしま ちえこ

1 一般事故について

平成29年3月6日現在

(1) 過去10年の事故発生件数



(3) 平成28年度の状況

事故発生件数の内訳 (平成29年3月6日現在)

区分	時期	管理内	管理外	計
幼稚園	4~8月	4	0	4
	9~3月	9	0	9
	合計	13	0	13
小学校	4~8月	55	2	57
	9~3月	41	1	42
	合計	96	3	99
中学校	4~8月	16	0	16
	9~3月	18	0	18
	合計	34	0	34
計	4~8月	75	2	77
	9~3月	68	1	69
	合計	143	3	146

(2) 平成27年度の状況

年間事故発生件数の内訳

区分	管理下	管理外	計
幼稚園	6	0	6
小学校	57	4	61
中学校	37	0	37
計	100	4	104

9~3月までの事故発生件数の内訳

区分	管理下	管理外	計
幼稚園	1	0	1
小学校	38	2	40
中学校	20	0	20
計	59	2	61

(平成28年3月31日現在)

平成28年度 9月~3月31日の事故発生場所の内訳[上記(3) - の内訳]

区分	廊下	校庭	階段	教室	プール	体育館	その他	計
幼稚園	1	5	0	1	0	0	2	9
小学校	2	16	1	8	0	10	4	41
中学校	1	4	0	2	1	3	7	18
計	4	25	1	11	1	13	13	68

小学校その他…水飲み場、屋上、通用門等
中学校その他…トイレ、通用門等
1件は管理外

平成28年度 9月~3月31日の事故発生時間帯の内訳[上記(3) - の内訳]

区分	始業前	授業中			休み時間	放課後	部活動	行事等	下校後	計
		実技等	教科	その他						
幼稚園	0	0	0	7	0	1	0	1	0	9
小学校	2	6	7	4	14	5	0	3	0	41
中学校	0	7	1	1	4	2	3	0	0	18
計	2	13	8	12	18	8	3	4	0	68

1件は管理外

平成28年度 9月~3月31日の事故者の学年別内訳[上記(3) - の内訳]

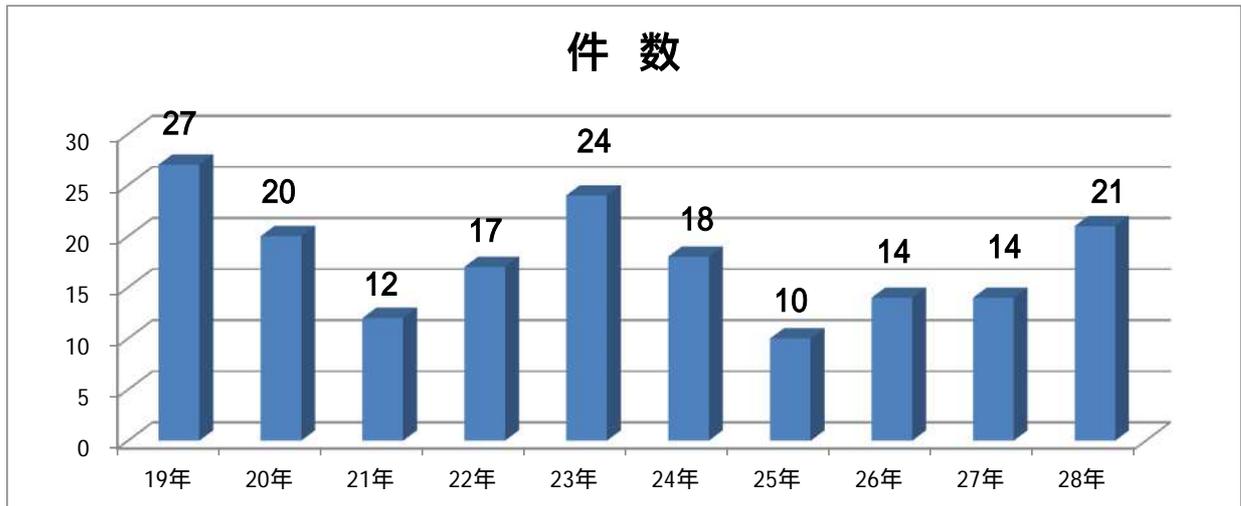
区分	幼稚園		小学校						中学校			計
	年少	年長	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	
男子	4	4	2	6	7	3	7	6	3	4	5	51
女子	0	1	5	1	1	0	1	2	3	6	1	21
計	4	5	7	7	8	3	8	8	6	10	6	72
	9		41						22			

事故1件は、複数の生徒が該当しているため、発生件数と事故者数に差が生じている。

2 交通事故について

(1) 過去10年の事故発生件数

平成29年3月6日現在



(3) 平成28年度の状況

事故発生件数の内訳 (平成29年3月6日現在)

区分	時期	管理下	管理外	計
幼稚園	4~8月	0	0	0
	9~3月	0	0	0
	合計	0	0	0
小学校	4~8月	1	3	4
	9~3月	5	8	13
	合計	6	11	17
中学校	4~8月	0	1	1
	9~3月	0	3	3
	合計	0	4	4
計	4~8月	1	4	5
	9~3月	5	11	16
	合計	6	15	21

(2) 平成27年度の状況

年間事故発生件数の内訳

区分	管理下	管理外	計
幼稚園	0	0	0
小学校	7	6	13
中学校	1	0	1
計	8	6	14

9~3月までの事故発生件数の内訳

区分	管理下	管理外	計
幼稚園	0	0	0
小学校	4	4	8
中学校	1	0	1
計	5	4	9

(平成28年3月31日現在)

平成28年度 9月~3月31日の事故発生場所の内訳[上記(3) - の内訳]

区分	道路	交差点	横歩道	断道	路地	その他	計
幼稚園	0	0	0	0	0	0	0
小学校	6	5	0	1	1	1	13
中学校	0	2	1	0	0	0	3
計	6	7	1	1	1	1	16

平成28年度 9月~3月31日の事故発生原因の内訳[上記(3) - の内訳]

区分	飛び出し	自転車走行中	遊び中	歩行中	横断中	その他	計
幼稚園	0	0	0	0	0	0	0
小学校	1	4	0	0	8	0	13
中学校	0	3	0	0	0	0	3
計	1	7	0	0	8	0	16

平成28年度 9月~3月31日の事故者の学年別内訳[上記(3) - の内訳]

区分	幼稚園		小学校						中学校			計
	年少	年長	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	
男子	0	0	3	3	2	2	0	0	1	0	0	11
女子	0	0	0	0	2	0	1	0	1	0	1	5
計	0	0	3	3	4	2	1	0	2	0	1	16
	0		13						3			

3 その他の事故

平成29年3月6日現在

(1) 「その他の事故」の内訳

区分	露出者被害	強制わいせつ	同未遂	性的被害	不審者声かけ	家出	いじめ	恐喝加害	暴力行為					その他	計
									生徒間	対人	対教師	器物	被害		
幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小学校	0	0	0	0	1	0	28	0	0	0	0	0	0	0	29
中学校	0	0	0	0	2	0	8	0	0	0	0	1	0	0	11
計	0	0	0	0	3	0	36	0	0	0	0	1	0	0	40

(平成29年3月6日現在)

「いじめ」については、学校からの個票による9月から1月末までの報告件数の合計である。

(2) 「その他の事故」の学年別内訳[上記(1)の内訳]

区分	露出者被害	強制わいせつ	同未遂	性的被害	不審者声掛け	家出	いじめ	恐喝加害	暴力行為					その他	計	計
									生徒間	対人	対教師	器物	被害			
年少	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29
年長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
小1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
小2	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	3	
小3	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	
小4	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	5	
小5	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	9	
小6	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	10	
中1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	11
中2	0	0	0	0	2	0	4	0	0	0	0	1	0	0	7	
中3	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	
計	0	0	0	0	3	0	36	0	0	0	0	1	0	0	40	

平成29年3月16日

平成29年度 図書館・図書室の蔵書点検に伴う休館について

1 蔵書点検について

(1) 実施目的

ア 図書館全体の蔵書の実態を把握し、資料を速やかに利用者へ提供できるようにする。

イ 蔵書更新・蔵書構成の基礎資料を作成する。

ウ 財産管理を行う。

(2) 休館期間

土曜日、日曜日、月曜日を除く、平成29年6月6日(火)から同年7月7日(金)までの間、各施設が一齐休館とならないよう、5つのグループに分けて実施する。

2 休館日について

(1) 館名順

館 名	休館日
ひきふね図書館	6月27日(火) ~ 6月30日(金)
緑図書館	6月13日(火) ~ 6月16日(金)
立花図書館	6月6日(火) ~ 6月9日(金)
八広図書館	7月4日(火) ~ 7月7日(金)
東駒形コミュニティ会館図書室	6月6日(火) ~ 6月9日(金)
梅若橋コミュニティ会館図書室	6月20日(火) ~ 6月23日(金)
横川コミュニティ会館図書室	6月20日(火) ~ 6月23日(金)
すみだ女性センター情報資料コーナー	7月4日(火) ~ 7月7日(金)

(2) 実施順

館 名	休館日
立花図書館 東駒形コミュニティ会館図書室	6月6日(火) ~ 6月9日(金)
緑図書館	6月13日(火) ~ 6月16日(金)
梅若橋コミュニティ会館図書室 横川コミュニティ会館図書室	6月20日(火) ~ 6月23日(金)
ひきふね図書館	6月27日(火) ~ 6月30日(金)
八広図書館 すみだ女性センター情報資料コーナー	7月4日(火) ~ 7月7日(金)